

「あったらいいな」をいちばんに。



ネオファースト生命

Annual Report

アニュアルレポート

2019



Quality of Life

QOL[※]向上への貢献

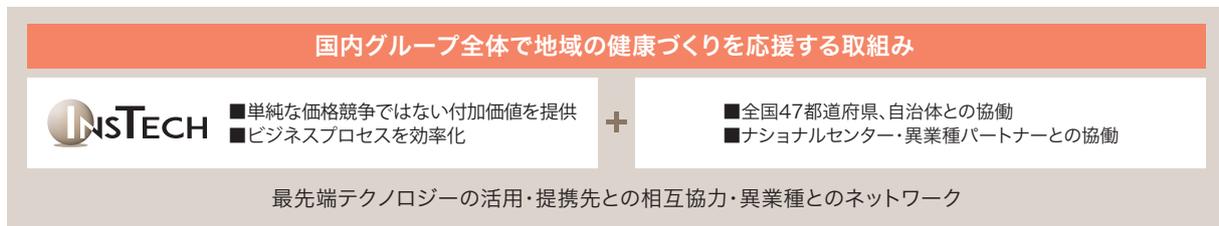
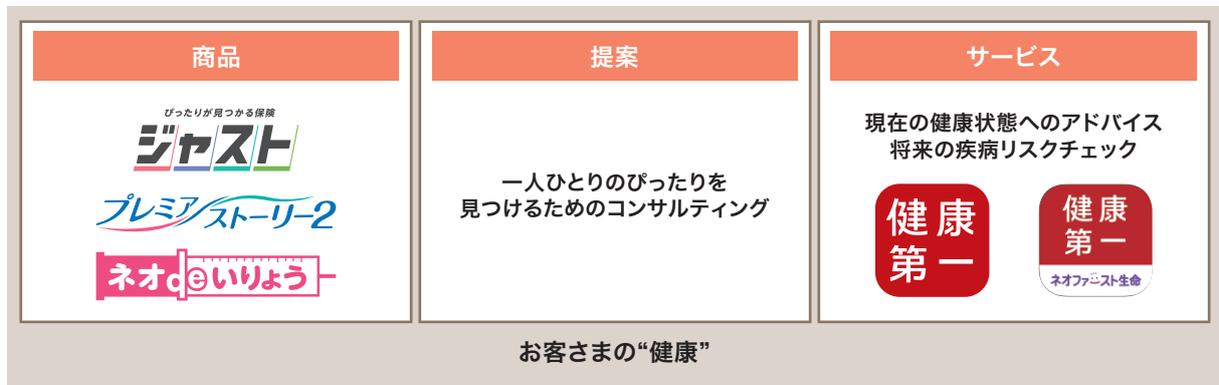
お客さま一人ひとりの QOL向上を目指して

第一生命グループは、これからも「一生涯のパートナー」として、
お客さま一人ひとりが「もっと安心に。もっと私らしく。」
人生を送っていただけるよう、
商品・サービスのご提供を通じ、
お客さまのQOL向上に貢献してまいります。

※ "QOL(Quality of Life)"とは、物理的な豊かさや個々の身辺自立のみでなく、
精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念のことです。

日本全国のすべての人のQOL向上に貢献

もっと安心に。もっと私らしく。
一生涯のパートナー “Just” for your life



Contents

お客さま一人ひとりのQOL向上を目指して	1
トップメッセージ	4
私たちのミッション	5
第一生命グループについて	6
■ 事業の概況	
事業業績・当社の健全性	7
お客さま第一の業務運営	9
■ お客さま満足向上への取組み	
健康増進への取組み	10
保険で健康になろう。商品ラインアップ	11
医療保険などの改定概要	13
商品に関する情報およびデメリット情報のご提供方法／お客さまサービスの電子化の取組み	14
ご契約者さまへの情報提供	15
各種サービスの提供	16
適切に保険金などをお支払いするための取組み	19
コンタクトセンターのご紹介／代理店サポートデスクのご紹介	21
相談・苦情対応態勢、苦情の件数、および苦情からの改善事例	22
「お客さまアンケート」の実施	23
自治体との連携／異業種との連携／代理店教育・研修の概略／人財育成／CSR活動	24
■ 信頼される会社に向けての取組み	
コーポレートガバナンス体制	25
内部統制体制／ERMの推進／リスク管理	26
コンプライアンス(法令等遵守)	28
情報資産保護	30
内部監査体制／反社会的勢力への対応	31
■ データファイル	
コーポレート・データ	35
業績データ	40

オリジナルキャラクター「ネオちゃんず」のご紹介

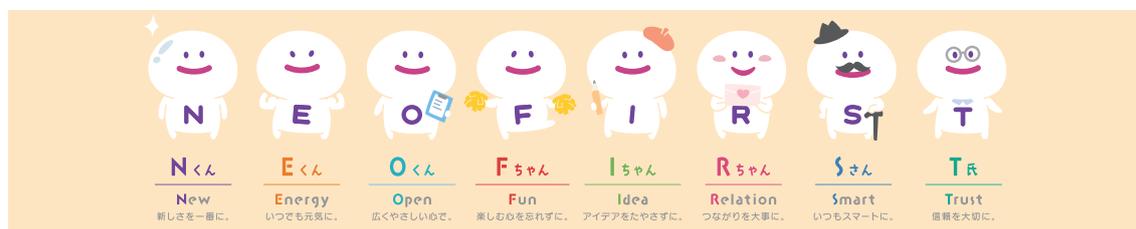


キャラクターに込めた想い

このキャラクターは私たちのミッションである「あったらいいな」をいちばんに。」を表すシンボルマークとして社名ロゴに盛り込んでいたものについて、2017年に商号(社名)変更してから3周年を迎えたことを機に、さらにお客さま本位の会社として飛躍し、支持されることを願って、いま一度「新しいことにいちばん最初に挑戦していこう。みんなで未来を創ろう。」との想いをお伝えするために、ロゴからキャラクターに昇華させたものです。真っ白く丸いかたちには、まささらな気持ちで挑戦する姿勢を、8人の仲間、多様性を尊重しながらチカラをあわせて進んで行く気持ちを表しています。

8人の仲間たちの紹介

8人それぞれに名前と特長があります。私たちネオファースト生命が、真っ先に未来を創っていくために大切にしている「ネオファースト生命らしさ」を表したものです。



トップメッセージ

平素は、ネオファースト生命に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは、第一生命グループの一員として、2015年8月に新規事業をスタートさせた生命保険会社です。



第一生命グループのミッション(使命・存在意義)である「一生涯のパートナー」に、“「あったらいいな」をいちばんに。”を加え、常に、新たなお客さま満足の追求・創造を目指して、来店型保険ショップや、銀行などの金融機関などを通じ、「保険で健康になろう。」をコンセプトとした商品・サービスを提供しています。

保険によって得られる安心や満足は、社会環境やライフスタイルの変化によって、絶えず変わっていくはずですが。

私たちがいちばん大切にしていることは、お客さまご自身でさえ気付いていない「あったらいいな」を感じ取って、新しい発想で新しい価値提供を行っていくことです。これまでの保険にはなかった、お客さまの健康増進への取組みやQOLの向上に資する商品・サービスを提供してまいります。

私たちは従業員一丸となって、常に進取と変革に“挑戦”し、成長力のある企業価値を追求いたします。

そのために、「お客さま」「地域・社会」「多様なビジネスパートナー」「グループ各社」との「CONNECT(つながり)」を深めて、この「つながり」を活かして総合力を発揮し、持続的な成長を実現します。

そして、第一生命グループ共通のビジョンである「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」を実現し、お客さまに最も喜ばれ、愛される会社になるよう、精一杯努めてまいります。

今後とも、さらなるご支援、お引立てを賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。

2019年7月

ネオファースト生命保険株式会社

代表取締役社長 **徳岡 裕士**

「あったらいいな」をいちばんに。

いい保険って何だろう？

保険に求める安心や満足は、
きっと、一人ひとりの暮らし方や
その時代によって変わっていくはずです。

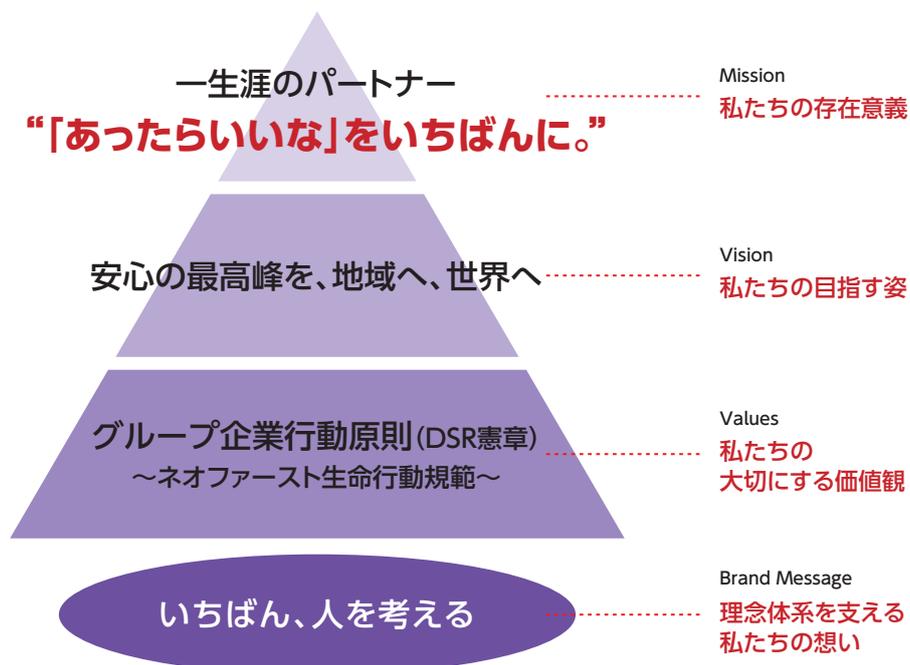
私たちがいちばん大切にしたいこと。
それは、お客さま自身でさえ気づいていない
「あったらいいな」を敏感に感じとって、
新しい発想で保険を創り出していくことです。

あった。よかった。たすかった。
新しい保険で、みんなをもっと笑顔にできますように。

「あったらいいな」をいちばんに。



● ネオファースト生命の理念体系



第一生命グループについて

● 私たちネオファースト生命は第一生命グループの一員です

日本初の相互会社としての第一生命の創業以来、時代の変化に応じて常にお客さまや社会に選ばれ続けるための変革を続けてきました。また、海外各国への事業展開や、国内でのマルチブランド化などにいち早く着手してきたほか、株式会社化や持株会社体制への移行などを経て、経営体制を強化してきました。そして現在では、世界8カ国で10ブランドの生命保険会社と、日米欧の3地域でアセットマネジメント事業を展開する、強固な事業基盤と多様性を兼ね備えたグローバルなグループに成長しました。

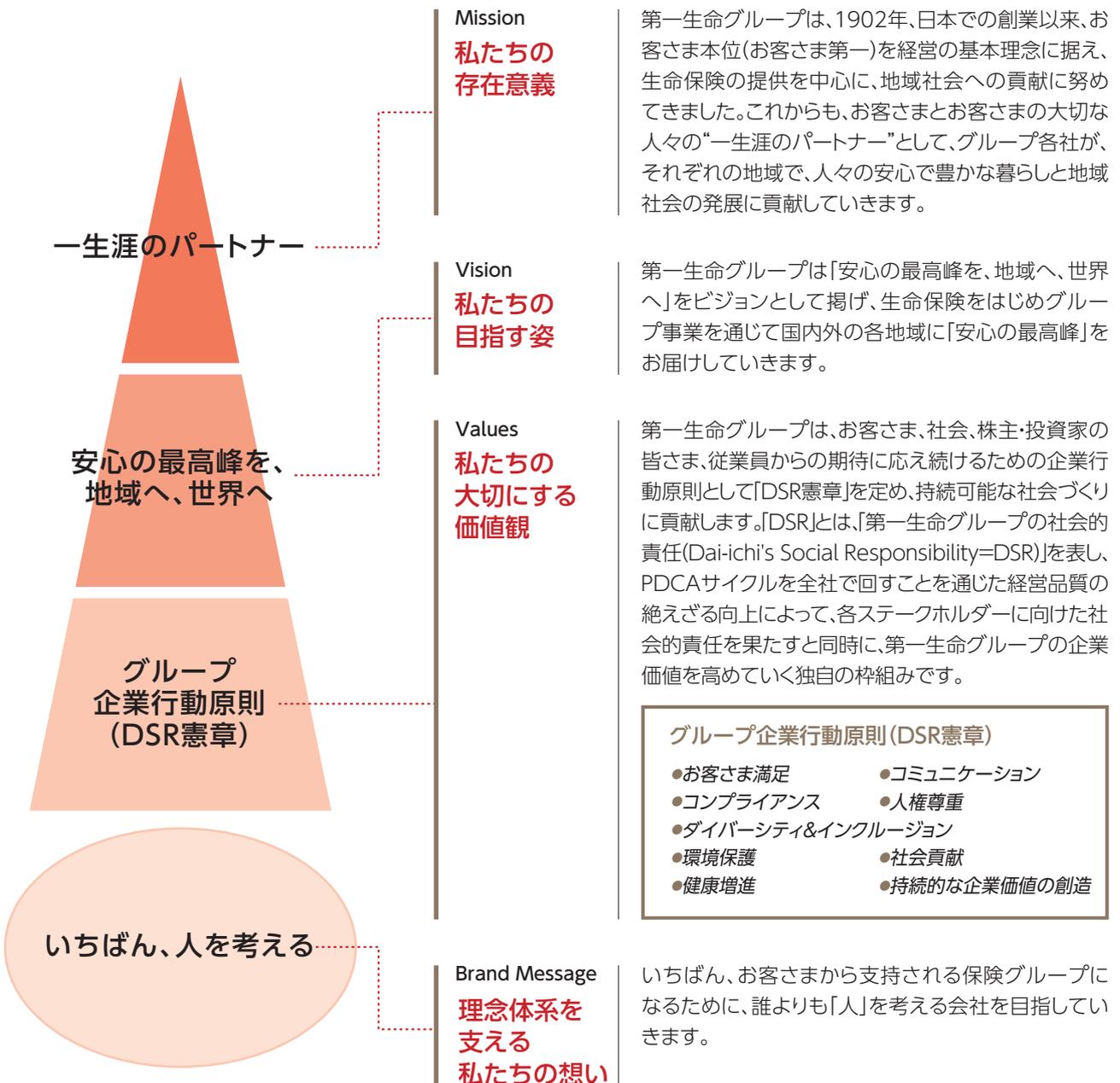
「安心の最高峰を、地域へ、世界へ」。事業展開するすべての国、すべての地域・社会において、お客さま一人ひとりの最もお役に立つ「安心」をいつまでも提供できる保険グループを目指し、私たちは変革への挑戦を続けていきます。

● グループ理念体系

第一生命グループの理念体系

グループ理念体系(Mission・Vision・Values・Brand Message)の共有により、グループ各社が、それぞれの地域や国で、生命保険の提供を中心に人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します。

また、グループ戦略の共有により、各社がベクトルをあわせてグループ価値の最大化と持続的な成長を目指します。



● 事業業績・当社の健全性

2018年度事業の概況

当社は、「お客さま第一の業務運営方針」のもと、当社のミッションである『「あったらいいな」をいちばんに。』に基づき、お客さま満足の向上に資する商品・サービスの充実と販売チャネルの強化を進めました。

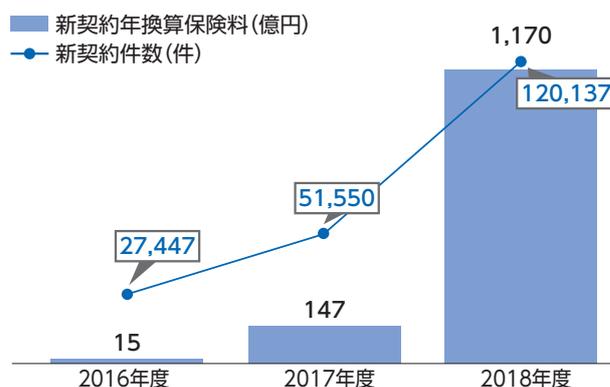
商品においては、2018年9月に、「障害収入保障年金」の新設など、「ネオdeしゅうほ」を改定し、働けなくなるリスクに一層幅広く備えることを可能としました。また、2019年2月には「ネオdeいりょう」を改定し、「三大疾病一時給付特約」の新設など、保障内容の充実を図りました。

販売チャネルについては、募集代理店の新規委託を推進し、当社の商品を販売する募集代理店数は、大幅に増加しました。

その結果、新契約の販売は好調に推移し、新契約件数は前年度に比べて大幅に増加しました。また、保有契約件数は20万件を突破しました。

新契約件数・新契約年換算保険料

好調な新契約の販売により、2018年度の新契約件数は、120,137件(対前年度比233.0%)、新契約年換算保険料は、1,170億円(対前年度比794.5%)と、前年度に比べて大幅に増加しました。



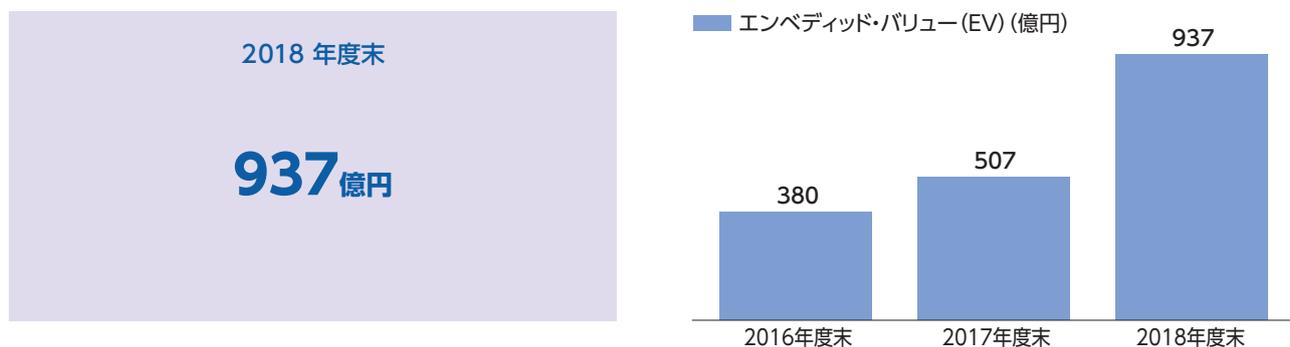
保有契約件数・保有契約年換算保険料

2018年度末における保有契約件数は、223,478件(対前年度末比195.0%)、保有契約年換算保険料は、1,350億円(対前年度末比686.1%)となりました。



エンベディッド・バリュー (EV)

2018年度末における当社のエンベディッド・バリュー(EV)^{*1}は、好調な新契約の販売による新契約価値の積み上がりなどにより、前年度末に比べて大きく増加し、937億円となりました。



※1.エンベディッド・バリュー(EV)は生命保険会社の企業価値を表す指標の一つで、現行の生命保険会社の法定会計では新契約獲得から会計上の利益の実現までに時間がかかるのに対し、EVでは将来の利益貢献が新契約獲得時に認識されるため、法定会計による財務情報を補強することができると考えられています。第一生命グループでは、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー原則(EEV原則)に準拠したEVを開示しています。

ソルベンシー・マージン比率

2018年度末ソルベンシー・マージン比率^{*2}は3,134.3%と引き続き高い水準を維持しています。

項目	2016年度末	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン比率	7,636.9	5,250.4	3,134.3

※2.ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つです。具体的には、保険金などの支払いに関わるリスクや資産運用に係るリスクなど、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、資本や内部留保などの合計(ソルベンシー・マージン総額)で、これらリスクをどの程度カバーできているかを指数化したものです。

基礎利益・実質純資産額・責任準備金の積立状況

2018年度の基礎利益^{*3}は、△81億円(前年度△81億円)となりました。

※3.基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払などの保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標です。

2018年度末の実質純資産額^{*4}は、496億円(前年度末218億円)となりました。

※4.実質純資産額とは、時価ベースの実質的な資産から資本性のない負債を差し引いたもの、つまり、時価評価後の実質的な自己資本を指し、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つです。

2018年度末の責任準備金^{*5}残高は、1,303億円(前年度末158億円)となりました。

※5.責任準備金とは、将来の保険金などの支払いに備える準備金のことで保険業法により積立てが義務づけられています。



● お客さま第一の業務運営

第一生命グループは、「一生涯のパートナー」をグループミッションとして掲げ、「お客さま満足」などの原則を掲げた企業行動原則「DSR憲章」のもと、DSR経営の推進による、経営品質の絶えざる向上を図っています。

当社は、これまでの取組みを一層強化し、お客さまから選ばれ続ける保険会社となるため、第一生命グループの「お客さま第一の業務運営方針」に基づき、より良い業務運営を実現するよう取り組んでいます。



お客さま第一の業務運営方針

1. お客さまの「一生涯のパートナー」として、高い専門性と職業倫理を持って業務を行うとともに、あらゆる業務の品質を高め、お客さま満足を最大限に追求します。
2. お客さま満足の向上、お客さまのQOL向上に資する優れた商品・サービスをいち早くご提供します。
3. 商品・サービス等に関する重要な情報について、お客さまにご理解いただけるよう、商品・サービス等の特性を踏まえ分かりやすくご提供します。
4. ご加入後も、お客さまの立場に立ったお手続きや公平・公正なお支払いを行い、お預かりした保険料等を適切に運用するとともに、定期的・継続的な情報提供を行います。
5. お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反の防止に関する方針・ルールを定め、そのおそれがある取引について適切な管理を行います。
6. 本方針に基づくお客さま満足の向上に資する業務運営を適切に評価する態勢を構築します。

お客さま第一の業務運営方針に基づく具体的取組み

当社は、「お客さま第一の業務運営」のさらなる追求を行っていくうえでの基軸的な視点として、「お客さま第一の追求に向けた3つの視点」を掲げます。

この視点に基づき、当社がどのような取組みを実践し、向上させようとしているか、お客さまや社会に対してどのような価値を提供し、社会的責任を果たしていきたいと考えているかを、お客さまにわかりやすく体系的にお示しします。

詳しくは当社Webサイトをご覧ください。

お客さま第一の追求に向けた3つの視点

1. お客さま第一を実践し、自ら高めていく

高い専門性と職業倫理を兼ね備え、あらゆる業務品質の向上を自律的かつ高いレベルで実現し続けることがすべての組織・個人において必要と考え、こうした業務運営の高度化を通じて、お客さま第一を実践し得る、そして自らを律し高めていく保険会社を目指します。

2. お客さまにとっての最高の安心を、今も未来もお届けする

お客さまの多様なニーズに誠実に向き合い、これらに合致した良質な商品、サービスのご提供に加え、お客さまや社会が求める新たな安心のニーズにも対応した価値提供を行います。また、お客さまの立場に立ったお手続きや公平・公正なお支払いを通じ、今も未来も最高の安心をお届けする保険会社を目指します。

3. お客さま・社会への社会的責任を果たす

お客さまの利益が不当に害されることがないよう管理態勢を整えて、利益相反の適切な管理により、保険会社としての社会的責任を果たします。

● 健康増進への取組み

当社では、お客さまの健康増進への取組みを推進し、健康寿命の延伸やQOLの向上につながる商品・サービスをご用意しています。

保険金などのお支払いにより経済的なサポートを行うだけでなく、お客さまに生活習慣を見直し、健康増進・維持のきっかけとしていただけるような新しい保険の仕組みをこれからも提供していきます。

ネオファースト生命の健康増進への想い

もしものときに備える。
それは保険の大事な使命です。
でも、もしものとき以外、保険はお客さまの役に立っているでしょうか？

人はどんなときも健康でいたいもの。
お客さまの人生に寄り添う保険会社として、その想いに応えられるはず。
私たちネオファースト生命は、新しい視点で、保険の仕組みをつくります。

それは、健康増進につながる保険。
保険に加入する時や、そして継続している時も、健康を見直し、維持、改善する。
そのきっかけとなるような保険です。

健康のために、どんどん使う。役立てる。
“[あったらいいな]をいちばんに。”を大切にする
ネオファースト生命が考える新しい保険です。

保険で健康になろう。



● 保険で健康になろう。商品ラインアップ

医療保険（入院日額タイプ）	<h3>無解約返戻金型終身医療保険</h3>	<p>健康状況が所定の基準を満たすと、保険料が安くなります。^{*1}</p>
	<p>入院や治療に伴う費用負担に備える医療保険</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱いしている商品】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行でお取扱いしている商品】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【みずほ銀行でお取扱いしている商品】</p> </div> </div>	
医療保険（一時金タイプ）	<h3>無解約返戻金型終身医療保険（引受基準緩和型）</h3>	<p>健康維持で保険料が引きになります。^{*2}</p>
	<p>健康状態に不安をかかえている方も入りやすい医療保険</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱いしている商品】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行でお取扱いしている商品】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【みずほ銀行でお取扱いしている商品】</p> </div> </div>	
医療保険（一時金タイプ）	<h3>無解約返戻金型入院一時給付保険</h3>	
<p>病気やケガで入院した場合に一時金をお支払いするシンプルな医療保険</p> <div style="text-align: center;">  <p>【保険ショップ・金融機関などでお取扱いしている商品】</p> </div>		
医療保険（治療費連動タイプ）	<h3>無解約返戻金型治療保障保険</h3>	<p>健康（無事故）なら給付金が支給されます。</p>
<p>医療費の自己負担額に加えて入院中の諸費用にも備えられる保険</p> <div style="text-align: center;">  <p>【保険ショップ・金融機関などでお取扱いしている商品】</p> </div>		
特定疾病終身保険	<h3>低解約返戻金型特定疾病保障終身保険</h3>	<p>タバコを吸わない方は保険料が引きになります。^{*3}</p>
<p>三大疾病(所定のがん、急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態)および万一にも備えられる終身保険</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱いしている商品】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行でお取扱いしている商品】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【みずほ銀行でお取扱いしている商品】</p> </div> </div>		

特定疾病入院一時給付保険	<p>所定の生活習慣病に備えられる保険</p>	<p>無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険</p> <p></p> <p>【保険ショップ・金融機関などでお取扱している商品】</p>	<p>健康年齢^{*4}が若くなるほど保険料が安くなります。^{*5,6}</p>
	<p>所定の生活習慣病に備えられる保険</p>	<p>無解約返戻金型7大生活習慣病入院一時給付保険</p> <p> </p> <p>【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱している商品】</p> <p>【りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行でお取扱している商品】</p>	<p>健康年齢^{*4}が若くなるほど保険料が安くなります。^{*5,6}</p>
収入保障保険	<p>万一だけでなく障害状態・高度障害状態・三大疾病にも備えられる、もしものときの収入減少に備えられる保険</p>	<p>無解約返戻金型収入保障保険</p> <p> </p> <p>【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱している商品】</p> <p>【みずほ銀行でお取扱している商品】</p>	<p>健康診断の結果次第で保険料が安くなります。^{*7}</p>

「健康年齢^{*4}」が若くなるほど、保険料がオトクに   

当社では、実年齢に代えて健康年齢^{*4}を使用した「Neo de健康エール」「からだプラス」「カラダ革命」を販売しています。実年齢が同じであっても、生活習慣などにより、健康状態は人それぞれ異なります。健康診断結果などに基づいて算出した健康年齢^{*4}を用いて保険料を決定する仕組みとして、健康年齢^{*4}が若いほど保険料がおトクになる^{*5,6}という、新しい価値観を導入しています。

受けよう、健康診断！

健康年齢^{*4}の算出には、健康診断などの結果が必要です。健康管理のため、定期的な健康診断の受診機会が増えることを願います。

続けよう、健康習慣！

保険料は更新ごとに見直します。健康年齢^{*4}を少しでも若く保っていただくために、継続的に生活習慣の改善に取り組んでいただくことを願います。

努めよう、早期治療！

この3商品は、所定の生活習慣病による入院に備える保険です。安心して早期に治療を受け、症状悪化の防止に努めていただくことを願います。

※1. 本商品において、健康保険料率が適用された場合、適用されない場合と比べて保険料が安くなります。
 ※2. 本商品において、健康割引特約が適用された場合、適用されない場合と比べて契約日から5年後以降の保険料が安くなります。
 ※3. 本商品において、非喫煙者割引特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料が安くなります。
 ※4. 健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。当社で使用する健康年齢は、対象となる生活習慣病に関するリスクを評価したもので、当社独自の方法により算出しているため、(株)JMDCの健康年齢と算出基準が異なります。
 ※5. 本商品において、健康年齢に基づき算出した保険料を比べた場合、健康年齢が若くなるほど保険料が安くなります。
 ※6. 健康年齢が実年齢を上回る場合でも、健康ではないということではありません。また、健康年齢が若いからといって、必ずしも生活習慣病に罹患しないというものではありません。
 ※7. 本商品において、健康体割引特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料が安くなります。



(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。
 ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



● 医療保険などの改定概要

<2018年9月>

「ネオdeしゅうほ」改定

万一の場合だけでなく、働けなくなるリスクに幅広く備えたいというニーズにお応えして、3つの特則を揃えました。

主契約／特則		お支払いする年金	年金をお支払いする場合
主契約		収入保障年金	死亡された場合
特則	高度障害収入保障特則	高度障害収入保障年金	所定の高度障害状態に該当された場合
	障害収入保障特則	障害収入保障年金	1級から3級までの身体障害者手帳の交付があった場合
	特定疾病収入保障特則 (2018)	特定疾病収入保障年金	がん(上皮内がんを除く)、急性心筋梗塞、脳卒中による所定の事由に該当された場合



<2019年2月>

「ネオdeいりょう」改定

三大疾病に備えたいというお客さまのニーズにお応えして、「ネオdeいりょう」に付加できる新しい特約として、三大疾病一時給付特約を発売しました。

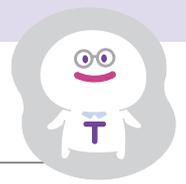
三大疾病一時給付特約の特長

- ①がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患による所定の事由に該当されたときに、それぞれ、がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金をお支払いします。
- ②給付金は、給付金の種類ごとに、1年に1回を限度に何度でもお支払いします。
- ③被保険者さまの健康状況が所定の基準を満たす場合、健康保険料率が適用されます。(基準を満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。)

上記の他に、より多くのお客さまがご加入できるよう、「ネオdeいりょう」等における引受範囲の拡大を行いました。

(注)上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



● 商品に関する情報およびデメリット情報のご提供方法

当社では、保険契約のご加入に際し、商品の仕組みや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客さまに十分ご理解いただいたうえでお申込みいただけるよう、商品に関する十分な情報提供を行っています。

商品に関する情報やデメリット情報について、以下のご説明資料をご提供し、お客さまに理解を深めていただけるよう努めています。

ご契約締結前の情報提供

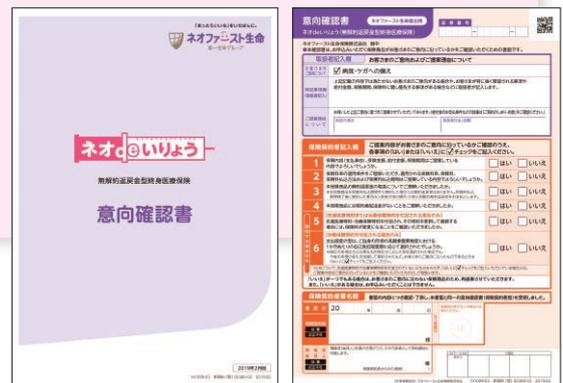
「商品パンフレット」

商品の仕組みや特長、保障内容についてわかりやすく記載した資料です。



「意向確認書」

お申込みいただく商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認いただくための書面です。



「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」

「契約概要」

ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」

お申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」

ご契約についての重要事項などぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明した「ご契約のしおり」と、ご契約からお支払いまでのさまざまな取り決めを記載した「約款」です。



● お客さまサービスの電子化の取り組み

新契約手続きのペーパーレス化の取り組み

当社では、従来の紙のお申込書に加えて、通常のパソコンだけでなくタブレット端末利用も考慮したペーパーレスでのお申込み手続きを採用・推進しています。金融機関代理店や来店型保険ショップなどと協力して順次展開を進めており、ペーパーレスでのお手続きが可能な代理店は拡大しています。

これにより、新契約募集における事務の効率化、不備の抑制、成立までの期間短縮が可能となり、お客さまの負担を軽減しています。また、ペーパーレスのお手続きに関するシステムの改善を進め、お客さまや代理店の皆さまの利便性向上に努めています。

● ご契約者さまへの情報提供

ご契約者さまに以下の資料をご提供し、ご契約内容の状況や会社情報などについて、正確にご理解いただけるよう努めています。

ご契約に関する情報

「保険証券」

ご契約者さま宛に送付しています。ご契約内容をお知らせするとともに、保険金・給付金などのご請求やご契約内容の変更などについてわかりやすく記載しています。なお、第三者機関であるUCDA(一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会)による認証を受けています。



■「1年組み立て保険」以外のご契約者さま 「ご契約内容のお知らせ」(年に1度のネオレター)

「1年組み立て保険」以外のご契約者さまに、ご契約内容などをお知らせする資料です。1年に1度お送りします。

■「1年組み立て保険」のご契約者さま 「更新手続きのご案内」

「1年組み立て保険」のご契約者さまに、ご契約内容を明示のうえ、更新日での契約内容の見直しについてご案内する資料です。毎年更新日の2カ月前にお送りします。

<「UCDAアワード2018」において「特別賞」を受賞>

当社では、お客さまの声の分析や代理店のご意見・ご要望の収集による、パンフレットなどの販売資料やお客さま向け通知などのわかりやすさ向上に向けた改善に取り組んでいます。お客さまへ毎年ご送付している「ご契約内容のお知らせ」(年に1度のネオレター)について、封筒に点字、音声読み上げコードがあり視覚障がい者にも配慮している点や、アイコンを効果的に配置し直感的な理解を促している点につき評価を受けて、「UCDAアワード2018」において「特別賞」を受賞しました。

■ 一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会 (UCDA)

2007年に設立された、産業・学術・生活者の集合知による客観的な評価基準を用い、第三者機関として「見やすく、わかりやすく、伝えやすく」の観点から評価・認証を行う団体です。

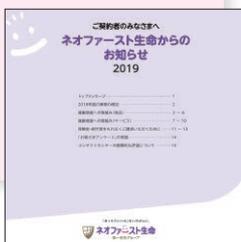
■ UCDAアワード

UCDAが主催する、企業(団体)・行政が生活者に発信するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した基準を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。

経営に関する情報

「ネオファースト生命からのお知らせ」

決算の概況と主な事業活動をご報告する資料です。ご契約者さまに1年に1度お送りします。



「ネオファースト生命 アニュアルレポート」(当冊子)

保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。当社の業績や財務状況などを記載しています。お近くの当社委託代理店もしくは当社Webサイトでご覧いただけます。



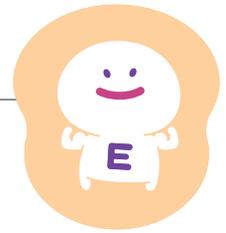
「Webサイト」

商品、保険料試算、会社概要などを掲載しています。Webサイトアドレス <http://neofirst.co.jp>



● 各種サービスの提供

お客様の保険手続きのサポートや健康増進、QOLの向上に向けて、各種サービスを揃えています。



サービス一覧

	健康(日常)	未病	入院・治療など(非日常)
ネオファースト生命のサービス	1 スマートフォン向けアプリ「健康第一forネオファースト生命」		7 入院費用前払いサービス 8 先進医療情報検索ナビ 9 特定先進医療キャッシュレスサービス
当社提携先企業のサービス	2 タニタ社員食堂®レシピの提供 提供:(株)タニタ	3 フィットネスクラブ 東急スポーツオアシスのご優待 提供:(株)東急スポーツオアシス	4 24時間電話健康相談サービス 提供:ティーベック(株) 5 セカンドオピニオンサービス 提供:ティーベック(株) 6 受診手配・紹介サービス 提供:ティーベック(株) 10 戸籍代行取得サービス 提供:行政書士法人コスモ 11 家事代行マッチングサービス利用紹介 提供:(株)タスカジ

サービスの主な内容(各サービスのご利用条件など、詳細は当社Webサイトをご覧ください)

1 スマートフォン向けアプリ 「健康第一forネオファースト生命」

健康診断の結果から健康状態がわかる!

自分に合った改善コースを選べる!

コースに合わせてタスクの内容が変わる!

タスクを達成すると抽選でプレゼントも!

1 現在の健康状態をチェック

2 改善コースを選択

3 4つのタスクを毎日実行

4 抽選

【オススメのサポートコンテンツ】

My*健診アドバイス

提供:(株)JMDC/ネオファースト生命保険(株)/キヤノンマーケティングジャパン(株)

健康診断結果にスマホのカメラをかざすだけで、自動的にデータを読み取って健康年齢*と健康タイプを表示。わかりやすい改善の指標とアドバイスを提供します。
※「健康年齢」は、(株)JMDCの登録商標です。

FaceAI (フェイスエーアイ)

提供:ModiFace Inc./TecPower Inc.
飲酒・喫煙シミュレーション監修:京都大学 健康科学センター 教授 石見 拓

スマホで撮影した自分の顔写真を取り込むことで、生活習慣や加齢による将来の自分の顔の変化を20歳から90歳までシミュレーションできます。

My*カロリーチェック

提供:ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)/(株)ウィット

スマホのカメラで食事を撮影するだけで、手軽に摂取カロリーと栄養素が算出されます。

お薬手帳+プラス

提供:日本調剤(株)

家族全員の服薬状況などをひと目で把握でき、服薬の時間や通院予定日をアラームで通知、「うっかり忘れ」を防止します。

2

タニタ社員食堂[®]レシピの提供

タニタ社員食堂
レシピ 

対象の生命保険のご契約者さまを対象に、(株)タニタが提供するスマートフォン・携帯電話向けレシピサイト「タニタ社員食堂[®]レシピ」を6カ月無料(通常月額200円・税抜)でご利用いただける特典を提供しています。本レシピサイトはヘルシーレシピ900種類以上を有料で公開し、栄養素表示や、メモ機能、管理栄養士による食事診断やFAQの掲載など、健康管理やダイエットに役立つ機能が充実しています。お客さまにレシピサイト「タニタ社員食堂[®]レシピ」をご活用いただき、食習慣の改善につなげていただくことで健康増進・維持のサポートができればと考えています。※タニタ社員食堂は(株)タニタの登録商標です。



提供:(株)タニタ

3

フィットネスクラブ 東急スポーツオアシスのご優待

当社ご加入者(ご契約者・被保険者さま)を対象に、オアシスに会員価格で入会できる会員プランおよび都度利用プランを提供しています(ご利用には一定の基準があります)。また、一般の方向けに動画サービス「WEBGYM」アプリで、健康年齢[®]に着目したオリジナルプログラムを無料提供しています。※「健康年齢」は、(株)JMDCの登録商標です。

提供:(株)東急スポーツオアシス

4

24時間電話健康相談サービス

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

提供:ティーベック(株)

5

セカンドオピニオンサービス

面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

提供:ティーベック(株)

6

受診手配・紹介サービス

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。(注)原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

提供:ティーベック(株)

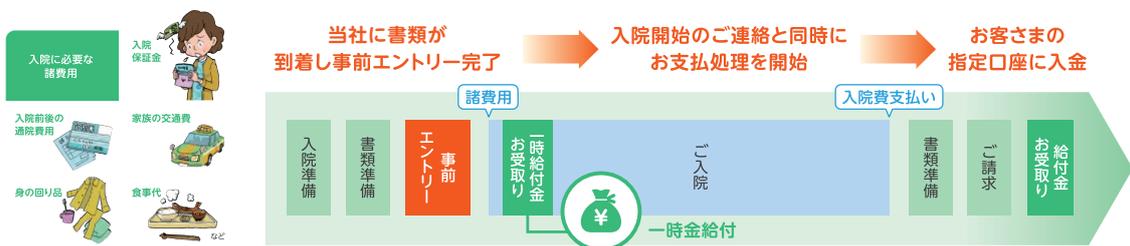
7

入院費用前払いサービス



2016年3月より、支払対象となる入院に対して、簡単な手続きで入院初期に一時金をお受け取りいただく「入院費用前払いサービス」を提供しています。「入院費用前払いサービス」をご活用いただくことで、入院初期に前倒しで入院一時給付金(入院治療一時給付金)を受け取ることが可能になります。「入院費用前払いサービス」に必要な書類は当社Webサイトで印刷できるなど、お客さまのお手続きがより簡単に行える対応を随時行っています。

<サービスの流れ>



8

先進医療情報検索ナビ

先進医療はその制度上、対象となる技術や医療機関が限られているため、当社では治療開始前や給付金をご請求いただく前に先進医療特約の対象となるかをご自身でお調べいただける情報検索サイト「先進医療情報検索ナビ」(<http://neofirst.co.jp/senshiniryonavi/>)を提供しています。

9

特定先進医療キャッシュレスサービス

治療費が高額となる「重粒子線」または「陽子線」の先進医療を受療された場合、当社が先進医療給付金を対象医療機関[※]に直接お支払いする「特定先進医療キャッシュレスサービス」をご用意しています。

先進医療に対する技術料は公的医療保険の適用対象外であることにより全額自己負担となります。「特定先進医療キャッシュレスサービス」を活用いただくことで一時的に生じる高額な費用負担がなく、安心して治療に専念いただけます。

※事前に当社のサービス導入についてご了解いただいている医療機関に限られます。対象医療機関は随時拡大していますので、詳細は当社Webサイトをご覧ください。

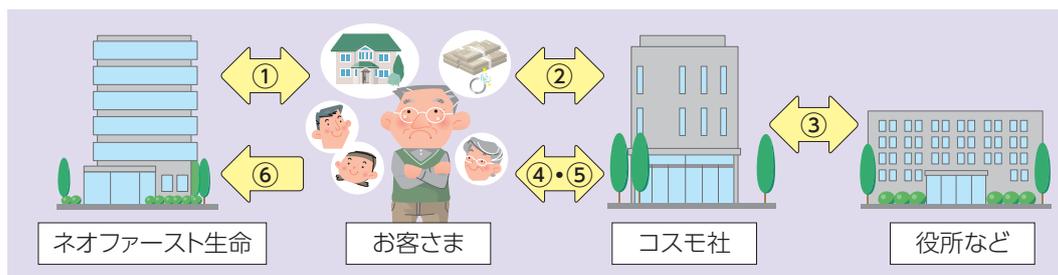
10

戸籍代行取得サービス

被保険者さまがお亡くなりになった際、保険金・給付金などのご請求をいただく場合に戸籍謄(抄)本(以下、「戸籍」といいます)のご提出をお願いすることがあります。

「戸籍代行取得サービス」とは、お客さまに代わって行政書士が全国の役所から戸籍を代行取得するサービス(有料)です。当社がお客さまのご要望に基づき、「戸籍代行取得サービス」を提供する行政書士法人をご紹介します。

＜サービスご利用の流れ＞



- ①サービスのご利用をご希望される方は、当社までお問い合わせください。行政書士法人コスモ(以下「コスモ社」といいます)への申込書をお送りします。
- ②コスモ社へサービス申込みの手続きをしてください。
- ③コスモ社が戸籍の代行取得を行います。
- ④コスモ社からお客さま宛に戸籍を送付します。
- ⑤お客さまからコスモ社へ所定のサービス料金をお支払いください。
- ⑥当社宛の保険金・給付金などのご請求時の必要書類としてご活用ください。

提供:行政書士法人コスモ

11

家事代行マッチングサービス利用紹介



当社ご契約者世帯向けに、タスカジによる「家事代行マッチングサービス」を紹介いたします。例えば、ご契約者さま自身やご家族が入院した際に、家事代行マッチングサービスを使っていただくことで、家事の負担を軽減し、家事の担い手の「心身の健康」をサポートします(給付金受け取りの有無にかかわらずご利用いただくことができます)。

提供: (株)タスカジ

『フィットネスクラブ東急スポーツオアシスのご優待』『24時間電話健康相談サービス』『セカンドオピニオンサービス』『受診手配・紹介サービス』『家事代行マッチングサービス利用紹介』について

(注)1.各サービスの詳細につきましては、当社のWebサイトをご確認ください。

(注)2.各サービスは当社の保険商品の保障の一部ではありません。当社が提携する各企業が提供するサービスです。

(注)3.各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合があります。

(注)4.ご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、お電話にて当社のお客さまである旨をお伝えください。

(注)5.日本国内のご利用に限ります。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合があります。

(注)6.ご利用いただける期間は、ご契約いただいた当社の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

(注)7.ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、当社は責任を負いかねます。

(注)8.セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名などが判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。



● 適切に保険金などをお支払いするための取組み

基本方針

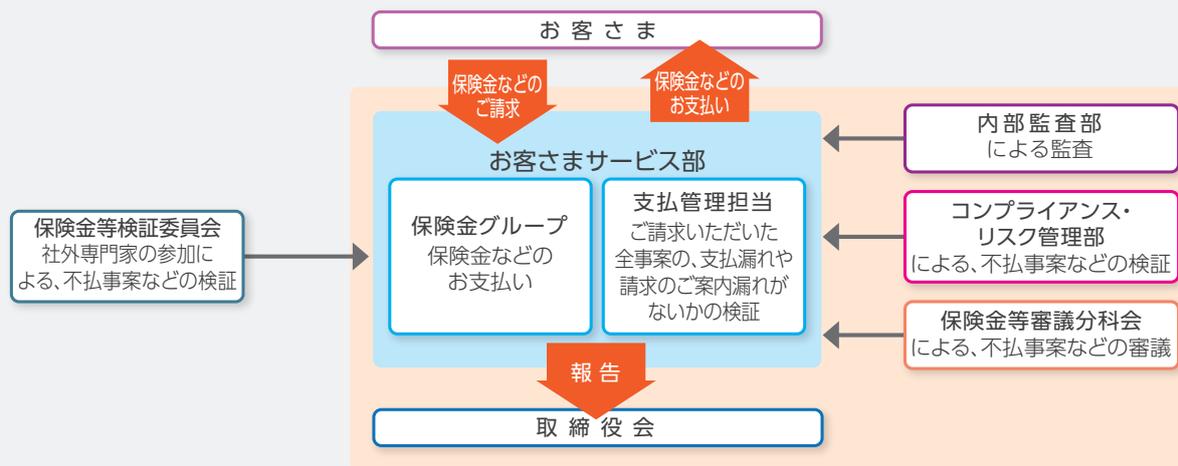
当社は、迅速・適切に漏れなく保険金などをお支払いすること、適切・的確にお客さま対応を行うことが、生命保険事業の運営において極めて重要であることと認識し、保険金等支払管理態勢の強化に取り組んでいます。

お客さまから信頼いただける保険会社であるために

当社では、保険金などのお支払いに関して経営陣自らがその態勢整備に深く関与するなど、お客さまから信頼いただける保険会社であるべく、保険金等支払業務の迅速・適切な運営とともに、より公平・公正な保険金などのお支払いができる仕組みの構築に、次のとおり取り組んでいます。

- ・ 保険金などのお支払いの適切性を高めるため、保険金等支払部門の整備およびさらなる高度化を進めるほか、お支払いできない事案などの妥当性審議や支払いに関する各種規程の制定・改廃などに関する協議を行うための機関として保険金等審議分科会を設置し、迅速かつ適切なお支払いのための態勢構築に取り組んでいます。
- ・ 保険金等支払業務に関しての客観性・透明性と、より公平・公正な判断を確保するため、弁護士、消費者問題専門家、医師などの社外の専門家をメンバーに含めた保険金等検証委員会を設置しています。
- ・ 保険金などをお受け取りいただけなかったことについてご納得いただけなかった場合に、ご希望により社外弁護士(当社と顧問契約を締結していない弁護士)に無料でご相談いただける社外弁護士相談制度を用意しています。
- ・ ご請求いただいた全事案に対して、お客さまサービス部支払管理担当による支払漏れやお客さまへの請求のご案内漏れがないかの検証、内部監査部による監査とコンプライアンス・リスク管理部による検証を実施し、正確、公平・公正なお支払いができる態勢を構築しています。

保険金等支払管理態勢



(注) 保険金などのお支払いの対象とならない理由にご不明な点、ご納得いただけない点などがございましたら、「社外弁護士相談制度(当社と顧問契約を締結していない弁護士との無料でのご相談)」をご利用いただくことができます。



2018年度取組み

より一層お客様サービスを向上させるため、以下のとおりご請求手続きにかかるお客様の利便性の向上や透明性の確保を考慮したサービスの充実を図りました。

請求手続きの利便性の向上

- ・死亡保険金請求時など、戸籍謄(抄)本の提出が必要となる際に、当社が提携している行政書士がお客様に代わって全国の役所から戸籍謄(抄)本を代行取得するサービス(有料)の紹介を2018年7月1日から開始しました。
- ・給付金請求時の必要書類について、当社所定の診断書に代えて、他社給付金請求時に使用された診断書のコピーでもお手続きいただけるように取扱範囲を拡大しました。

請求手続きに関するフォロー体制の強化

- ・請求手続きのフォローを行うアウトバウンドコール専門のオペレーターを増員し、請求手続きに関するフォロー体制の強化を図りました。
- ・請求時に必要書類の記入不足や提出もれが生じないように、ご記入いただく書類の説明資料などの充実を図りました。

各種照会に対する対応の強化

- ・お客様対応担当者への継続的な研修の実施や医療検索ツールの導入によるインフラ整備により、請求手続き方法や保障範囲に関するお客様や代理店からの照会への対応強化を図りました。

「社外弁護士相談制度」による支払管理態勢の強化

- ・ご希望のお客様に、中立的な立場である社外弁護士をご紹介します。無料相談をご利用いただける「社外弁護士相談制度」を2018年4月1日から開始しました。

〈支払件数と金額〉

(単位：件、百万円)

		個人保険			
		2017年度		2018年度	
		件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金など	112	968	141	1,209
給付金	入院・手術給付金など	8,844	572	19,038	1,337
合計		8,956	1,541	19,179	2,547

● コンタクトセンターのご紹介

当社コンタクトセンターでは、お客さまの「生涯のパートナー」を目指し、お客さま一人ひとりの期待に誠実に応えられるよう、研修などを行い応対品質向上に努めています。お客さまからのお問い合わせやご要望に対しては、アドバイザーがわかりやすく丁寧にご案内し、お客さま満足のさらなる向上を目指します。

当社のお問い合わせ先フリーダイヤル一覧

■保険のお見積り・商品に関するお問い合わせ

☎ 0120-581-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■ご契約者さま 専用窓口

☎ 0120-226-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■その他のお問い合わせ先

☎ 0120-312-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■70歳以上のご契約者さま 専用窓口

（シニア専用ダイヤル）

☎ 0120-515-201

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

■「1年組み立て保険」ご契約者さま 専用窓口

☎ 0120-833-337

9:00～19:00（土曜日は17:00まで）日・祝日を除く

70歳以上のご契約者さまを対象としたシニア専用のフリーダイヤルを設置しております。お客さまのご相談やご照会に対して、ゆっくりとわかりやすく丁寧な対応を行います。

<コンタクトセンターの客観的な評価について>

当社コンタクトセンターはサポートサービス業界の国際機関Help Desk Institute (HDI:ヘルプデスク協会)の日本法人HDI-Japanの格付け調査において、2007年度から2018年度まで12年連続で国内最高評価を示す「三つ星」を獲得しました。

この格付け調査は「サービス体制」「コミュニケーション」「対応スキル」「プロセス/対応処理手順」「困難な対応」の5項目に分けられ、評価視点は「お客さまがどう感じているか」を重視しています。

当社は、今後も「お客さま第一の業務運営方針」のもと、お客さまに安心感・納得感を持っていただけるコンサルティングを行うよう努めていきます。



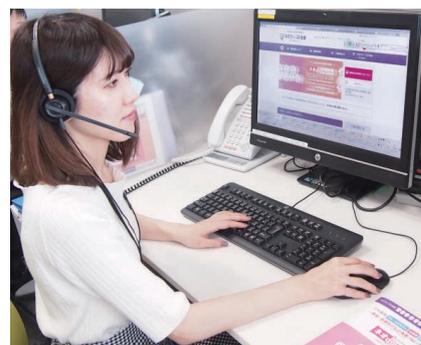
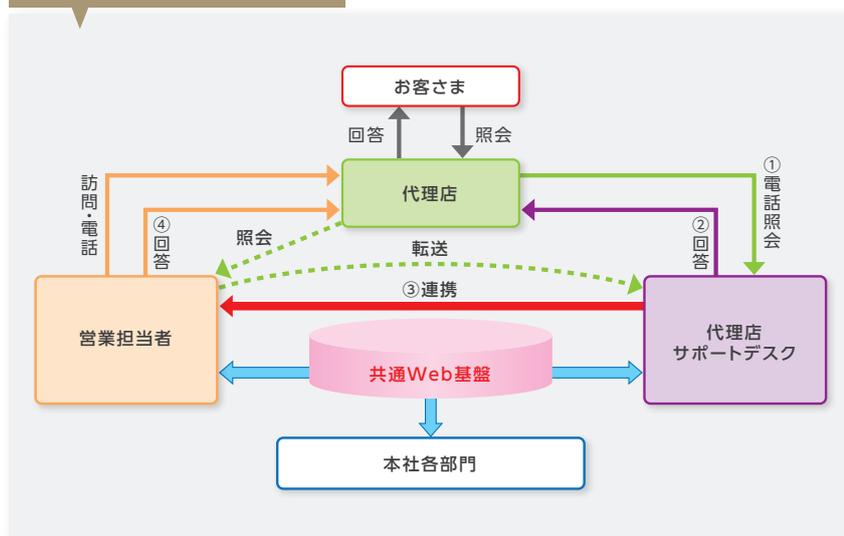
● 代理店サポートデスクのご紹介

当社代理店サポートデスクは、生命保険募集人資格を持つアドバイザーを配置し、お客さまの生命保険ご契約時のお手続きやご契約後の変更手続き、ならびに保険金・給付金のご請求などに関する委託先代理店からのさまざまなお問い合わせや依頼事項に対応しています。

運営にあたっては、正確さ、迅速さ、丁寧さを基本姿勢とし、さらに高度な専門性を目指して、さまざまな専門知識習得のための研修を実施しています。

また、代理店サポートデスクにお電話いただいた情報は、共通のWeb基盤を用いて各代理店の営業担当者や関連部門と共有しています。全社で委託先代理店の活動を捉えた迅速な販売支援を行い、委託先代理店サポート力No.1を実現します。

当社のサポート体制



委託先代理店からご照会いただいた内容1つ1つに対し、正確・迅速・丁寧な対応を心がけています。

皆さまのお役に立てるよう、常に一步先を見据えた対応を目指しています。

● 相談・苦情対応態勢、苦情の件数、および苦情からの改善事例

お客さまの声を活かす取組み

当社では、次のようなお客さま満足の上への取組みを実施しています。

1. お客さまからの相談・苦情などへの対応を最優先の課題と認識し、迅速、適切、かつ誠実に対応します。
2. お客さまからの相談・苦情などを、商品・サービスや業務の品質向上に積極的に活かします。
3. お客さまが利用しやすい受付窓口を整備するとともに、お客さまが必要な情報を積極的に提供します。
4. お客さまからの相談・苦情などをもとに、お客さまサポートなど管理態勢を継続的に見直し、改善していきます。

お客さまの声を活かすための組織・体制

当社では、お電話や各種アンケートなどで承ったお客さまの声を「承り票」で漏れなく集約し、速やかな対応と改善策を検討する態勢を構築しています。また、全社横断的なメンバーで構成する「お客さま第一推進分科会」を設置し、ご契約時や保険金などのお支払い時の適正な業務運営のあり方、および、承ったご意見・ご要望をお客さま満足の上への活かすための対応策を組織的に検討しています。

なお、当社では「お客さまの声」を積極的に会社経営に活かすことを目的に、コンタクトセンターにお客さま第一推進室を設置し、日々、業務の品質向上・改善活動に取り組んでいます。

2018年度お客さまの声(苦情)の件数

苦情分類	主な事例	件数(件)	全体に占める割合(%)
新規のご加入に関するもの	・保険証券の送付時期について	558	45.5
保険料のお支払いに関するもの	・保険料が指定口座から引き落とされていない	132	10.8
ご契約内容の変更などのお手続きに関するもの	・書類の記入方法がわからない	102	8.3
保険金などのお支払いに関するもの	・保険金・給付金の支払時期、請求について	193	15.7
その他	・保険料控除証明書について	242	19.7
合計		1,227	100.0

(注)1. 苦情の定義

お客さまからの当社に対するお申し出のうち、お客さまが当社の業務全般に起因して不満の意を表明されたものをいいます。苦情には、当社に直接お申し出いただいたもの、および、代理店、国民生活センター、消費生活センター、生命保険協会、監督官庁などを經由して当社に連絡が入ったものを含みます。

お客さまの声を踏まえて改善を行った事項

<p>申出内容(ご意見・ご要望)</p> <p>保険金などの請求に戸籍謄(抄)本が必要だが、「役所が遠方のため手続きが大変」「役所に行く時間がない」などのお申し出</p>	➡	<p>改善内容</p> <p>当社が提携している行政書士が、お客さまに代わって全国の役所から戸籍謄(抄)本を代行取得するサービス(有料)の紹介を開始しました。 (2018年7月実施)</p>
<p>申出内容(ご意見・ご要望)</p> <p>「控除証明書の再発行を手軽にして欲しい」などのお申し出</p>	➡	<p>改善内容</p> <p>当社Webサイトのお手続きフォームより「生命保険料控除証明書の再発行」が可能になりました。 (2018年11月実施)</p>
<p>申出内容(ご意見・ご要望)</p> <p>「三大疾病に対して一時金で備えたい」というご要望</p>	➡	<p>改善内容</p> <p>がん・心疾患・脳血管疾患など三大疾病に罹患し、所定の状態に該当したときに一時金を受け取れる「三大疾病一時給付特約」を発売しました。 (注)2. 付加できるのは一部の商品に限られます。 (注)3. 2019年2月以降の新規お申込みから対象となります。 (2019年2月実施)</p>

● 「お客さまアンケート」の実施

当社は、お客さま満足向上のため定期的にご契約者さまの声を収集し、いただいた声をサービス改善に活かす取り組みを行っています。

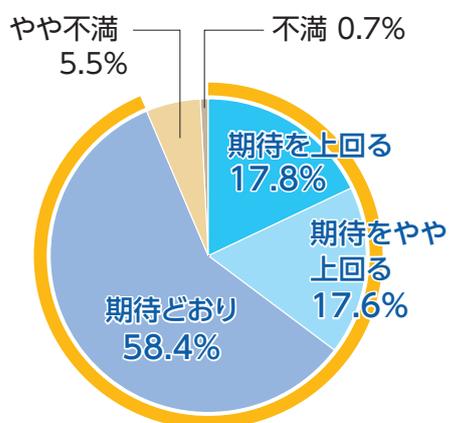
すべてのご契約者さまを対象に、当社のお客さま対応全般に関するアンケート調査を年1回定期的に実施しています。
(対象データ:2018年度に実施したアンケート約11万件に対して、ご回答のあった7,153件)

電話・メール対応お客さま満足度

アンケート記入日以前の1年間に、ご契約に関連して当社に電話・メールでご連絡をいただいたご契約者さまを対象に満足度をうかがいました。

9割を超えるご契約者さまより、「期待を上回る」「期待をやや上回る」「期待どおり」とのご回答をいただきました。

〈電話・メール対応お客さま満足度〉

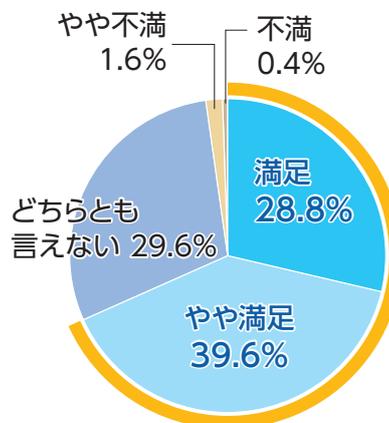


当社に対する総合的な満足度

当社の経営状態・取組み・お客さまサポートに対して総合的な満足度をうかがいました。

過半数のご契約者さまより、「満足」「やや満足」とのご回答をいただきました。

〈当社に対する総合的な満足度〉



アンケートからいただいた感謝の声



既往歴がある私でも加入できたのが、ありがたかったです。5年間健康で過ごせれば保険料の見直しがある*のも良いです。

※「ネオdeいりょう 健康プロモート」にご加入中のお客さま

(35歳・女性)

給付金請求の際は迅速かつ親切に対応いただき、ありがとうございました。

(47歳・男性)

「ネオファースト生命からのお知らせ」を見て、時代に合った新しい商品の販売や便利なサービスが増えたことを知りました。ますます信頼できる会社だと実感しました。

(41歳・女性)

岡山県に住む娘もネオファースト生命に加入しているが、水害時に迅速に災害対応サービスの案内が届いたことに感心しました。

(54歳・男性)

年一回、私達の意見を聞いてくれるアンケートは良いサービスだと思います。ネット経由でできるのも簡単で良いです。

(63歳・男性)



● 自治体との連携

2016年6月に横浜市と「市民の健康づくりに係る連携に関する覚書」を、2016年10月に福岡県と「がん対策推進企業等連携協定」を締結し、また、2017年7月に埼玉県と第一生命が締結した包括連携協定へ協同参画しました。

各自治体における、健康寿命延伸やがん対策推進などの取組みに、引き続き当社も協働していきます。

● 異業種との連携

お客さまの生活スタイルにフィットするさまざまな接点の構築やサービスの向上を目指し、日本調剤(株)や(株)マツモトキヨシホールディングスなどと協業の取組みを行っています。

今後もお客さまの健康増進の促進・支援につながり人々の暮らしと社会に貢献できるさまざまな取組みを行っています。

● 代理店教育・研修の概略

当社では、営業パートナーである代理店の募集人がお客さまへ最適な提案ができるよう営業担当者が代理店を訪問し、日常的な情報提供や研修にて代理店をサポートしています。

営業担当者による研修は、商品知識に限らずお客さまに提案する際の注意点やコンプライアンスに関する注意点なども含んでおり、募集人がお客さまへ最適な提案ができるようフォローアップしています。

営業担当者による
継続的なサポート

・商品知識研修
・コンプライアンス研修
・販売手法研修
・販売事務、アフターサービス知識研修など

● 人財育成

人財育成方針

当社では、「自律した個の尊重と組織力の最大化」「新たなお客さま満足の創造」を実現するため、「戮力協心*」「全員経営」を体現できる人財の育成を目指し、各種育成施策を実施しています。

*全員の力を結集し、一致協力して任務にあたること

人財育成策

○JTでは組織課題・個人課題を設定した上で、業務を通じた計画的・継続的な育成を実施しています。

○Off-JTでは、当社独自に階層別研修を実施するとともに、社内交換留学制度・部門間で議論を行う形式の研修などにより所属間の双方向の業務理解・人脈形成を進めています。また、部門別育成の強化に向けて各所属で部門塾を実施するとともに、従業員全員が保険医学知識の向上に取り組むことを奨励しています。また、自己啓発支援策としてeラーニングなどのさまざまなメニューを準備しています。

● CSR活動

当社は、企業の社会的責任(CSR)を果たし、持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、社会貢献活動や環境対策に取り組んでいます。

<2018年度の主な取組み>

障がい者の自立支援

障がい者の支援事業者と協力して、障がい者による手づくり商品の出張販売会を継続的に実施し、障がい者の自立を支援しています。2018年度は、福祉作業所「のぞみ園」さまに出張販売会を実施していただきました。

東日本大震災の被災地支援

従業員から古本などを収集して得た売却金を赤い羽根共同募金を通じて東日本大震災の被災地へ寄付しています。

音楽のアウトリーチ

日頃、音楽に触れる機会の少ない方々に良質な音楽を届ける活動として、第一生命、第一フロンティア生命と協働して、品川区の品川児童学園にてプロの演奏家による「クリスマスコンサート」を開催しました。当日は、児童とその父兄の方にクリスマスソングや本格的なクラシック音楽を楽しんでいただきました。

● コーポレートガバナンス体制

基本認識

当社は、お客さま、募集代理店、社会、第一生命ホールディングスの株主、従業員などのマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築しています。

取締役会および執行役員制度

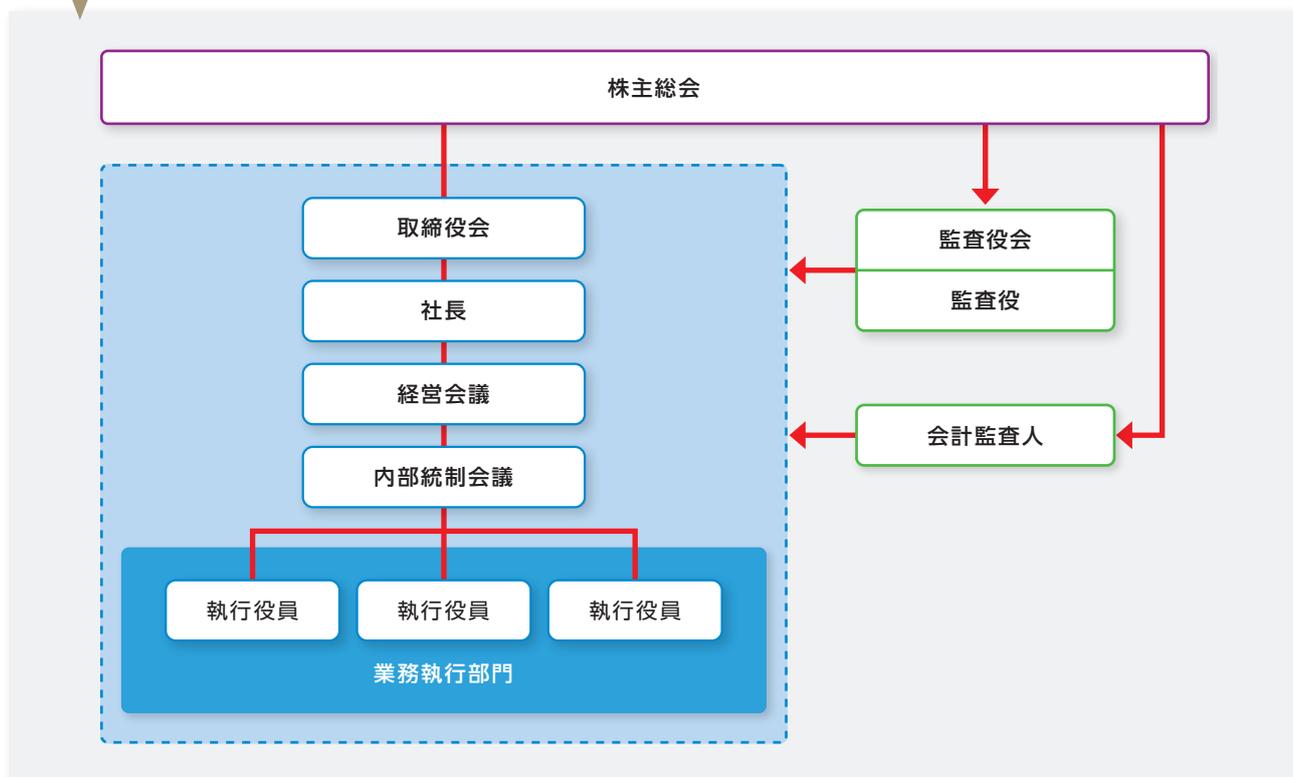
当社は、取締役会において、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況などの監査を実施しています。取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成しています。

経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。また、会長・社長および執行役員などで構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。

監査役

社外監査役を含めた監査役は、取締役会などに出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務の執行の監査、ならびに当社のコンプライアンス、経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。そのため、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこととし、2019年7月1日現在監査役は4名(うち社外監査役2名)となっています。

コーポレートガバナンス体制



● 内部統制体制

基本認識

当社は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制体制の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正確保および企業価値の維持と創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的に、「内部統制基本方針」のもと、内部統制体制の整備および運営を行っています。

内部統制システムの整備状況

内部統制体制整備の一環として、内部統制会議を設置しています。内部統制会議は、経営会議のもとに設置される専門組織として、内部統制体制の整備・運営を推進し、コンプライアンス、情報資産保護、リスク管理、反社会的勢力対応、財務報告の適正性および内部監査の有効性の確認などを行います。内部統制会議は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当執行役員などで構成されます。

● 内部統制基本方針

1. 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2. 保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3. 顧客情報、限定情報、および重要事実等の情報資産を適切に保護管理すること
4. リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5. 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6. 企業集団としての業務の適正を確保すること
7. 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8. 内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

● ERMの推進

基本認識

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を進めるエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM:Enterprise Risk Management)を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画などを策定する際に、統合的リスク管理所管がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、リスク管理の高度化を推進しています。

● リスク管理

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクについて把握・評価を行い、各リスク特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

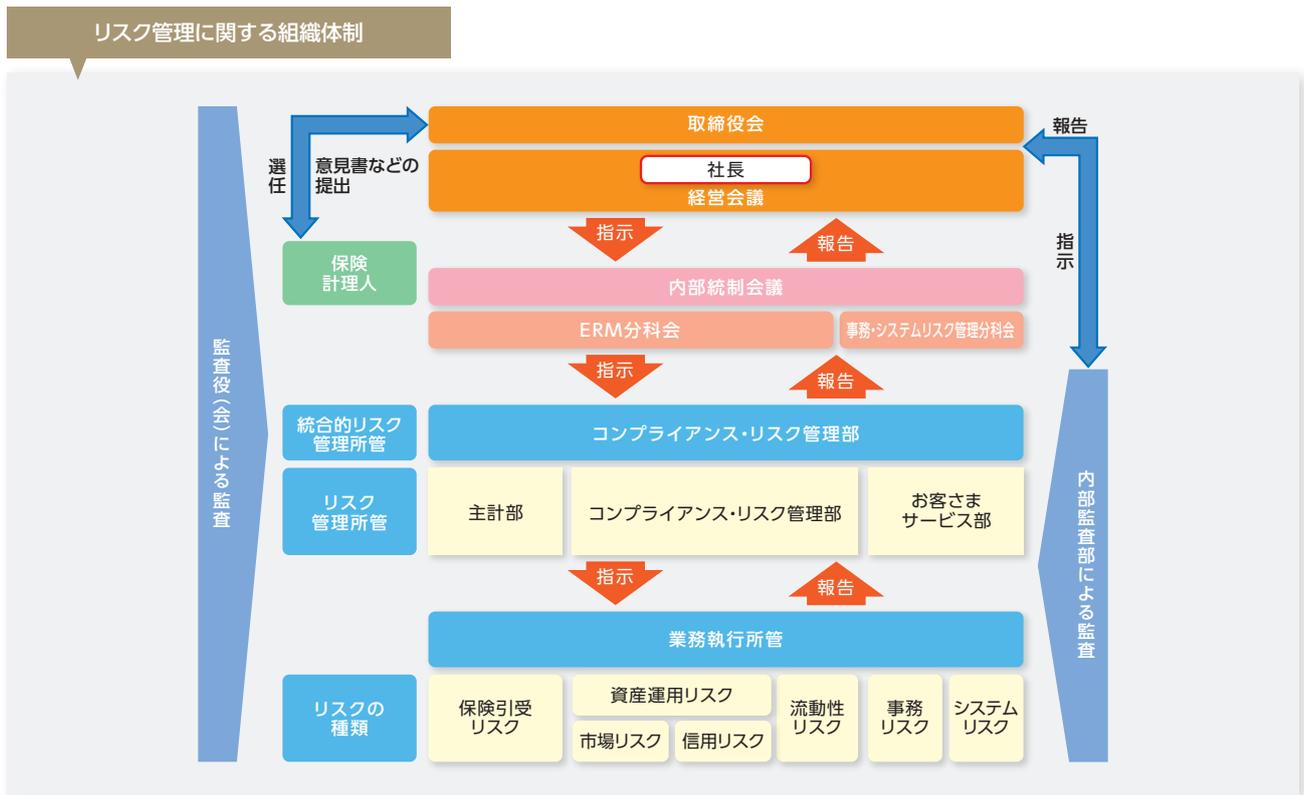
リスク管理に関する方針・規程など

当社では、まず「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組み方針などについて定めています。この基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を「統合的リスク管理基本方針」および各リスクごとの基本方針で定め、さらに、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程などを制定しています。

リスク管理に関する組織体制

事業運営を通じて発生する各種リスクについては、各リスクごとの基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、コンプライアンス・リスク管理部を設置し、体制の強化を図っています。また、内部統制会議やその下部組織であるERM分科会、事務・システムリスク管理分科会などにおいて経営層が各リスクに対する情報を共有化し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理機能の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議などに報告されています。さらに、監査役は経営層をはじめとして、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。



統合的リスク管理の取組み

統合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて相対的に捉え、自己資本などと比較し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。当社では、当社の内部モデルに基づき計量化した各種リスク量を統合し、自己資本などと対比することなどにより健全性をコントロールしています。

当社では、内部統制会議やその下部組織としてERM分科会、事務・システムリスク管理分科会を設置し、各リスクの抑制および管理体制の強化を図っています。

また、負債特性を考慮した資産運用方針の策定、新商品の開発、適切な予定利率の設定などにおいて、リスク管理所管が保険引受リスク、資産運用リスクなどのチェックや妥当性の検証を行っています。

なお、保険引受リスクの軽減を図るために、保険契約を再保険に付す際には、再保険引受先の財務内容などを確認し選定しています。

ストレス・テストの実施

当社では、リスク量の計量化では捉えきれない事象を認識・把握するため、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や将来の見通しなどに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレス・テストの結果は、取締役会・経営会議などに定期的に報告されており、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施することとしています。

リスクの定義

リスクの種類	内 容	
保険引受リスク	[経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク]に代表されるリスクです。	
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株式などのさまざまな市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
流動性リスク	保険料収入の減少などにより資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱などにより市場取引ができなくなるなどのリスク(市場流動性リスク)です。	
事務リスク	役員および従業員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすなどにより、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。	
システムリスク	コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動などのシステム不備、またはコンピュータの不正使用などによって、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。	

(注) 当社では、上記リスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

内部統制セルフ・アセスメント(CSA:Control Self Assessment)の取組み

当社では、統合的リスク管理の一環として、リスクを網羅的に洗い出し、その重要性和統制状況を評価したうえ改善取組を推進する活動として、「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施しています。



● コンプライアンス(法令等遵守)

基本認識

当社は、法令等を遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を自覚し、社会およびお客さまからの揺るぎない信頼の確立と向上に向け、すべての事業運営において「お客さまの期待に応えるコンプライアンス」を推進し、公正かつ透明な企業活動を行っています。

コンプライアンスに関する方針・規程など

当社は、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け、社会およびお客さまから信頼される企業であり続けるために、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、この中でコンプライアンスに関する基本的考え方などを規定しています。この基本方針のもと、実務上のルールとして「コンプライアンス規程」を制定し、態勢整備や推進に関する細目を定めています。

コンプライアンスに関する組織体制

当社では、コンプライアンスを全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、態勢の整備・強化を進めています。さらに、各従業員が、直接通報・相談できる窓口を社内・社外(親会社および法律事務所)に設置しています。

また、コンプライアンスに関する重要事項は、内部統制会議やその下部組織であるコンプライアンス分科会などにおいて協議し、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

コンプライアンスに関する組織体制



コンプライアンスの推進

当社では、取締役会が毎年度決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、具体的な推進計画を策定し、コンプライアンス推進の取組みを行っています。推進計画の進捗状況は、定期的に取り締役に報告され、経営がその推進状況を把握・評価できる態勢となっています。

また、コンプライアンスの一層の浸透を図るために、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全役員・従業員に周知徹底を図るとともに、全役員・従業員に対する定期的なコンプライアンス研修に活用するなど、知識の向上と意識の定着に努めています。さらに、保険募集に關与する代理店・募集人のために「コンプライアンスマニュアル(代理店用)」および「コンプライアンスマニュアル(金融機関代理店用)」を作成し、研修・指導に活用しています。

加えて、部門ごとの業務特性を踏まえたコンプライアンス研修の実施を通じて、徹底を図っています。

勧誘方針

当社は、「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまにご満足いただける最適な商品・サービスの提供に努めます。

1. 法令等の遵守

・当社は、お客さまからの信頼にお応えしていくため、法令及び社会規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘・提案活動を行います。

2. 適切な勧誘について

・お客さまへの訪問・電話連絡等に当たっては、時間帯等ご都合に配慮し、お客さまのご意向に基づいた適切な勧誘活動を行います。

3. 適切な提案について

- ・お客さまの年齢、知識、ご家族の状況およびご加入目的等を踏まえ、お客さまに適した商品を提案いたします。
- ・商品の提案を行うに際しては、適切な資料を活用し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
- ・ご契約内容その他契約条項にかかわる重要事項について、お客さまにご理解いただくため、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等の説明書面・冊子をお渡しする等により説明・明示を行います。
- ・特にご高齢のお客さまに対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすくご説明・対応いたします。
- ・お申込みをいただく際に「意向確認書面」にて、お申込みをされる保険商品がお客さまのニーズに合致していることについて再確認させていただき、お客さまのご意向に沿った商品にご加入いただけるよう努めます。

4. 教育について

- ・高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行われるための体制およびルールの整備・強化に努めます。
- ・お客さまのご期待にお応えできるよう、研修を継続的に実施し、知識・スキルを備えた従業員の育成に取組みます。

5. お客さまの声について

・お客さまからの様々なお問い合わせ、ご意見、ご相談には、丁寧かつ速やかに対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、その後の販売・勧誘に反映してまいります。

6. 個人情報の保護について

・業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

● 情報資産保護

基本認識

当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所などや契約内容などの個人情報、医的情報などを長期間にわたり保有しています。当社では、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

情報資産保護に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」のもとに、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」などの各種規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準などの細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(以下、番号法)」の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的や保護管理などを定めた「個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社Webサイトで公表しています。情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」に掲載の上、全役員・従業員に提供し、各種研修などを実施することにより周知・徹底を図っています。

情報資産保護に関する組織体制

当社では、情報資産保護を全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、情報資産保護管理態勢の整備・強化を進めています。

また、情報資産保護に関する重要事項は、内部統制会議やその下部組織で協議し、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうした情報資産保護管理態勢の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、番号法、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを踏まえ、次のような組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じるなど情報資産保護管理態勢を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表および情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な従業員教育を通じた情報取扱いルールの徹底およびルール遵守状況の定期点検
- 情報を取り扱う区域の管理、情報を取り扱う機器・電子媒体などの盗難などの防止のための対策実施
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

個人情報の開示などの請求の取扱い

お客さまからご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者がご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示などの請求については、当社Webサイトでもご案内しています。

お申し出などへの対応

個人情報の取扱いに関してお申し出などをいただいた場合は、迅速かつ適切に対応します。

【お問い合わせ先】

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、右記窓口までお問い合わせ下さい。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

住所 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

フリーダイヤル **0120-066-201** (個人情報専用)

受付時間 9:00～19:00

(土曜日は17:00まで/日・祝日を除く)

Webサイト <http://neofirst.co.jp>

情報セキュリティ対策

当社では、日々進化するサイバーセキュリティリスクへの対応として、侵入検知・防止機能などの入口対策、データ保護・暗号化の推進、不正ソフトウェアの検出・防止機能などの中間対策、外部へのデータ送信時の検疫機能、不正な外部への通信遮断などの出口対策を実施するとともに、さまざまなレベルアップを検討・実施しています。

システム構成においても、個人情報については極力一元管理可能な仕組みとし、業務システムにおいても、お客さまの個人情報の取扱い権限を厳格に管理できる仕組みを導入しています。

● 内部監査体制

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制などの適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために内部監査部門の独立性の確保など必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

内部監査に関する方針・規程など

当社では、「内部統制基本方針」のなかで内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「内部統制基本方針」のもと、内部監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役員・従業員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に関わるすべての活動を円滑かつ効果的に推進するために「内部監査規程」を制定しています。また、内部監査の実施要領として「内部監査業務規程」を制定しています。

内部監査体制

当社では、被監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として設置した内部監査部が、当社の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などの適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

● 反社会的勢力への対応

基本認識

当社では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求などに対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼の維持や健全な企業経営の実現を目指しています。そのため、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとし、一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力への対応に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」において、反社会的勢力による被害の防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定し、全役員および従業員の役割、統括部署の役割、各部署での対応などの基本的事項について定めています。

反社会的勢力への対応体制

反社会的勢力への対応について、コンプライアンス・リスク管理部を統括所管として、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。各部では、自所管において、反社会的勢力から不当要求など何らかの接触がある場合には、統括所管であるコンプライアンス・リスク管理部と連携のうえ、組織として適切な対応を図る態勢としています。

また、コンプライアンス・リスク管理部では、平素より有事に備え、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

ネオファースト生命 アニュアルレポート 2019
(2018年4月1日～2019年3月31日)
データファイル

データファイル目次

I. 会社の概況及び組織	35
1. 沿革	35
2. 経営の組織	36
3. 店舗	36
4. 資本金の推移	37
5. 株式の総数	37
6. 株式の状況	37
(1) 発行済株式の種類等	37
(2) 大株主	37
7. 主要株主の状況	37
8. 取締役・監査役・執行役員	38
9. 会計監査人の名称	38
10. 従業員の在籍・採用状況	39
11. 平均給与（内勤職員）	39
12. 平均給与（営業職員）	39
II. 保険会社の主要な業務の内容	39
1. 主要な業務の内容	39
2. 経営方針	39
III. 直近事業年度における事業の概況	40
1. 直近事業年度における事業の概況	40
2. 契約者懇談会開催の概況	41
3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	41
4. 契約者に対する情報提供の実態	41
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	41
6. 代理店教育・研修の概略	41
7. 新規開発商品の状況	41
8. 保険商品一覧	41
9. 情報システムに関する状況	41
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	41
IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	42
V. 財産の状況	43
1. 貸借対照表	43
2. 損益計算書	47
3. キャッシュ・フロー計算書	49
4. 株主資本等変動計算書	51
5. 債務者区分による債権の状況	52
6. リスク管理債権の状況	52
7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	52
8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	53
9. 有価証券等の時価情報（会社計）	54
(1) 有価証券の時価情報	54
(2) 金銭の信託の時価情報	55
(3) デリバティブ取引の時価情報	55
10. 経常利益等の明細（基礎利益）	56
11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	57
12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明	57
13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	57
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	57
VI. 業務の状況を示す指標等	58
1. 主要な業務の状況を示す指標等	58
(1) 決算業績の概況	58
(2) 保有契約高及び新契約高	58
(3) 年換算保険料	58
(4) 保障機能別保有契約高	59
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	60
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	61
(7) 契約者配当の状況	61
2. 保険契約に関する指標等	61
(1) 保有契約増加率	61
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	61
(3) 新契約率（対年度始）	61
(4) 解約・失効率（対年度始）	62
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	62
(6) 死亡率（個人保険主契約）	62
(7) 特約発生率（個人保険）	62
(8) 事業費率（対収入保険料）	62
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	63
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	63
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	63
(12) 未だ収受していない再保険金の額	63
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	63
3. 経理に関する指標等	64
(1) 支払備金明細表	64

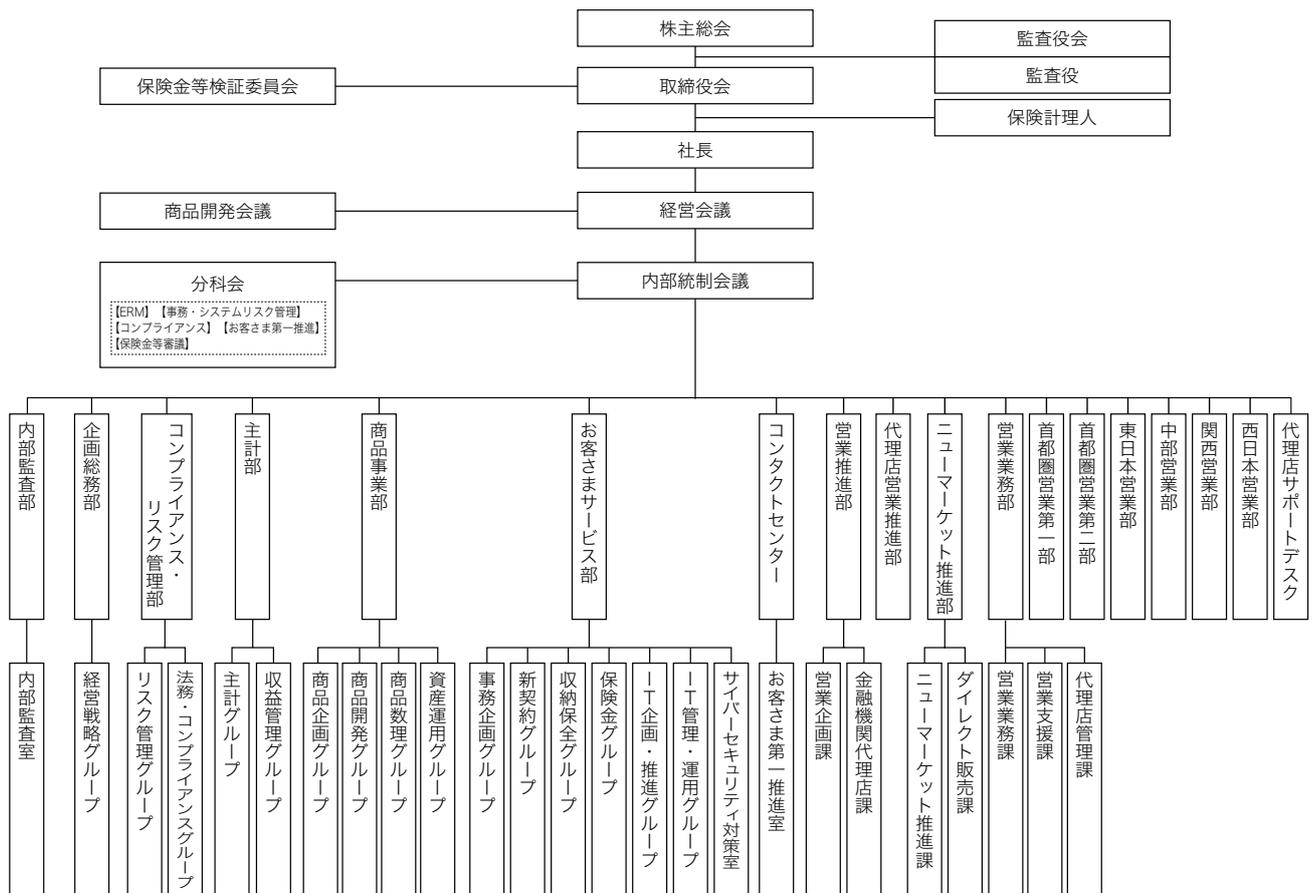
(2) 責任準備金明細表	64	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	77
(3) 責任準備金残高の内訳	64	(27) 海外投融資の状況	77
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	65	(28) 海外投融資利回り	77
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	65	(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）	77
(6) 契約者配当準備金明細表	65	(30) 各種ローン金利	77
(7) 引当金明細表	65	(31) その他の資産明細表	78
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	65	5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	78
(9) 資本金等明細表	65	(1) 有価証券の時価情報	78
(10) 保険料明細表	66	(2) 金銭の信託の時価情報	79
(11) 保険金明細表	66	(3) テリパティブ取引の時価情報	79
(12) 年金明細表	66	VII.保険会社の運営	80
(13) 給付金明細表	66	1. リスク管理の体制	80
(14) 解約返戻金明細表	66	2. 法令遵守の体制	80
(15) 減価償却費明細表	67	3. 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性）	80
(16) 事業費明細表	67	4. 金融ADR制度について	80
(17) 税金明細表	67	5. 個人データ保護について	80
(18) リース取引	67	6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	80
(19) 借入金残存期間別残高	67	VIII.特別勘定に関する指標等	80
4. 資産運用に関する指標等	68	IX.保険会社及びその子会社等の状況	80
(1) 資産運用の概況	68		
(2) 運用利回り	70		
(3) 主要資産の平均残高	71		
(4) 資産運用収益明細表	71		
(5) 資産運用費用明細表	71		
(6) 利息及び配当金等収入明細表	72		
(7) 有価証券売却益明細表	72		
(8) 有価証券売却損明細表	72		
(9) 有価証券評価損明細表	72		
(10) 商品有価証券明細表	72		
(11) 商品有価証券売買高	72		
(12) 有価証券明細表	72		
(13) 有価証券残存期間別残高	73		
(14) 保有公社債の期末残高利回り	73		
(15) 業種別株式保有明細表	74		
(16) 貸付金明細表	75		
(17) 貸付金残存期間別残高	75		
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	75		
(19) 貸付金業種別内訳	75		
(20) 貸付金使途別内訳	75		
(21) 貸付金地域別内訳	75		
(22) 貸付金担保別内訳	75		
(23) 有形固定資産明細表	76		
(24) 固定資産等処分益明細表	76		
(25) 固定資産等処分損明細表	76		

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

1999年 4月	日産火災海上保険株式会社の100%子会社として資本金50億円で ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社設立（本社：東京都中野区中野）
1999年 5月	金融再生委員会の事業免許を取得 営業開始
2001年 3月	資本金を80億円に増額
2002年 7月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社に社名変更
2007年11月	資本金を97.5億円に増額
2008年 9月	資本金を101億円に増額
2009年 3月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2014年 8月	第一生命保険株式会社の100%子会社となる
2014年11月	ネオファースト生命保険株式会社に社名変更 本社を東京都品川区大崎へ移転
2015年 6月	関西オフィスを大阪府大阪市北区に開設
2015年 8月	資本金を251億円に増額
2015年 8月	第一生命グループとなって初となる商品を発売
2015年11月	西日本オフィスを福岡県福岡市博多区に開設
2016年10月	第一生命グループの持株会社体制移行により第一生命ホールディングス株式会社の100%子会社となる
2017年 5月	資本金を275億円に増額
2017年 8月	中部オフィスを愛知県名古屋市中区に開設
2018年 6月	資本金を325億円に増額

2. 経営の組織 (2019年7月1日現在)



3. 店舗 (2019年7月1日現在)

本社

〒141-0032

東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

電話：03-5434-7031 (代表)

中部営業部

〒460-0004

愛知県名古屋市中区新栄町2-13 栄第一生命ビルディング

電話：052-684-8335 (代表)

関西営業部

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル

電話：06-6345-2660 (代表)

西日本営業部

〒812-0039

福岡県福岡市博多区冷泉町5-35 福岡祇園第一生命ビルディング

電話：092-263-8601 (代表)

4. 資本金の推移 (2019年7月1日現在)

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1999年 4月23日	5,000百万円	5,000百万円	会社設立
2001年 3月 8日	3,000百万円	8,000百万円	
2007年11月20日	3,500百万円	9,750百万円	増資額のうち1,750百万円を資本準備金に組み入れ
2008年 9月12日	700百万円	10,100百万円	増資額のうち350百万円を資本準備金に組み入れ
2015年 8月 5日	30,000百万円	25,100百万円	増資額のうち15,000百万円を資本準備金に組み入れ
2017年 5月31日	4,999百万円	27,599百万円	増資額のうち2,499百万円を資本準備金に組み入れ
2018年 6月29日	9,999百万円	32,599百万円	増資額のうち4,999百万円を資本準備金に組み入れ

5. 株式の総数 (2019年7月1日現在)

発行する株式の総数	10,000千株
発行済株式の総数	3,399千株
株主数	1名

6. 株式の状況 (2019年7月1日現在)

(1) 発行済株式の種類等

発行済 株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	3,399千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
第一生命ホールディングス株式会社	3,399千株	100.0%	一千株	—%

(注)当社の株主は上記1株主です。

7. 主要株主の状況 (2019年7月1日現在)

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	343,326百万円	グループ会社の経営管理	1902年9月15日	100.0%

8. 取締役・監査役・執行役員（2019年7月1日現在）

男性 15名 女性 1名（取締役・監査役・執行役員のうち女性の比率 6%）

役職名	氏名	担当
代表取締役 会長	ほりお のりみつ 堀尾 則光	
代表取締役 社長	とくおか ゆうじ 徳岡 裕士	担当：内部監査部
取締役 副社長執行役員	じょうやま じゅんいちろう 城山 潤一郎	管掌：営業推進部、代理店営業推進部、営業業務部 担当：首都圏営業第一部、首都圏営業第二部、東日本営業部、中部営業部、 関西営業部、西日本営業部
取締役 専務執行役員	つのだ こうじ 角田 耕二	管掌：ニューマーケット推進部 担当：商品事業部
取締役 常務執行役員	やまなか まさお 山中 雅夫	担当：企画総務部、主計部 委嘱：企画総務部長
取締役 常務執行役員	かわはら こうさく 川原 浩策	担当：コンプライアンス・リスク管理部、 全社内部統制態勢の整備・推進に関する事項
取締役 常務執行役員	やない まさお 梁井 正雄	管掌：お客さまサービス部（システムに関する事項※）、コンタクトセンター、 代理店サポートデスク 担当：お客さまサービス部（システムに関する事項※を除く）、 部門間CONNECTに関する事項（小和瀬執行役員と共担） 委嘱：お客さまサービス部長
取締役	うりゅう むねひろ 瓜生 宗大	
常勤監査役	くにい やすひろ 国井 保博	
監査役	ながはま もりのぶ 長濱 守信	
監査役	つちや ふみあき 土屋 文昭	
監査役	いしかわ まさとし 石川 正敏	
常務執行役員	たかはし けいた 高橋 恵太	担当：営業推進部、代理店営業推進部、ニューマーケット推進部、 コンタクトセンター 委嘱：営業推進部長
執行役員	まえはら とよみ 前原 豊美	担当：代理店サポートデスク 委嘱：代理店サポートデスク長
執行役員	まつしま ひろと 松島 裕人	担当：お客さまサービス部（システムに関する事項※）、 全社業務品質向上に関する事項
執行役員	こわせ ゆういちろう 小和瀬 雄一郎	担当：営業業務部、 部門間CONNECTに関する事項（梁井取締役常務執行役員と共担） 委嘱：営業業務部長

※システムに関する事項は、お客さまサービス部のうち、IT企画・推進グループ、IT管理・運用グループ、サイバーセキュリティ対策室に関する事項

9. 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		2018年度末	
	2017年度末	2018年度末	2017年度	2018年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	201名	254名	69名	77名	41.5歳	2.2年
(男 子)	109	131	31	35	42.4	2.4
(女 子)	92	123	38	42	40.5	2.0
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男 子)	—	—	—	—	—	—
(女 子)	—	—	—	—	—	—

(注) 従業員には使用人兼務取締役、退職者等を含んでいません。

11. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	2018年3月	2019年3月
内勤職員	543	535

(注) 平均給与月額とは2019年3月中の税込定例給与であり、賞与等は含んでいません。

12. 平均給与（営業職員）

該当ありません。

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 生命保険業
2. 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
3. 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

2. 経営方針

当社は、「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、次のとおり経営基本方針を掲げます。

1. 新たなお客さま満足の創造

お客さまを取り巻く様々な環境やライフスタイルの変化に対応するだけでなく、それにもなうニーズを先取りし、わかりやすさと利便性、迅速さと正確さを追求した新しい商品やサービスの提供に努め、今までにない新たなお客さま満足を創造します。

2. 社会からの信頼と敬愛の確保

高い倫理観と人を尊重する姿勢を持ち、あらゆる企業活動において社会適合性を重視し、社会から信頼され、敬愛される会社となります。

3. 成長力のある企業価値の追求

常に挑戦と変革を図るとともに、業務のローコストオペレーションと効率化に取り組み、成長に資する事業運営に努めることで、企業価値を高めます。

4. 自律した個の尊重と組織力の最大化

多様な人財の個性を尊重するとともに、一人ひとりが自律し、自ら考え、行動することを目指します。また、会社全体がひとつになって、最大の価値の創出に努めます。これらの実践により従業員一人ひとりの満足度と生きがいの向上を目指します。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

経営環境および事業の経過

当年度における世界経済は、米国を中心に景気の拡大が続きましたが、欧州やアジア新興国の景気が前年度に比べて減速したため、世界経済全体の成長は緩やかなものに留まりました。日本経済は、人手不足等を背景に雇用や設備投資が増加しましたが、世界経済減速の影響を受けて輸出が伸び悩んだ他、自然災害の影響もあり、景気は減速しました。

このような経営環境の下、当社は、「お客さま第一の業務運営方針」の下、コーポレートスローガンである『「あったらいいな」をいちばんに。』に基づき、健康増進をコンセプトの柱に掲げ、お客さま満足の向上に資する商品・サービスの充実と販売チャネルの強化を進めました。2015年8月の「新規事業」開始以来、着実に販売を積み重ね、2019年2月末には保有契約件数が20万件（創業来累計）を突破しました。

商品においては、2018年9月に、障害収入保障年金の新設等、「ネオdeしゅうほ」を改定し、働けなくなるリスクに一層幅広く備えることを可能としました。また、2019年2月には「ネオdeいりょう」を改定し、「三大疾病一時給付特約」の新設等、保障内容の充実を図りました。一方、2019年2月には、「法人向け定期保険」の保険料に関する税務取扱い変更の動向を受け、「ネオdeぎぎょう」の販売を停止しました。

第一生命グループとして最適な商品・サービスを最適なチャネルでお届けすべく、当社の商品を第一生命の販売チャネルを通じてお客さまへ提供したり、「ほけんの窓口」グループでの第一フロンティア生命の貯蓄性商品の取扱いを開始する等、マルチブランド・マルチチャネルの取組みを推進しました。

お客さまへのサービスの向上に向けては、2018年7月に、グループ全体での取組みとして、行政書士法人コスモと提携し、死亡保険金等のご請求に必要な書類を代行取得する専門家（※）を紹介する取組みを開始する等行いました。

（※）戸籍謄（抄）本の代行取得及び相続関係説明図の作成を行う有料のサービスを提供します。

販売チャネルについては、募集代理店の新規委託を推進し、当社の商品を販売する募集代理店は、2018年3月末の426代理店から、2019年3月末現在で831代理店に拡大しました。

また、主軸販売チャネルとしてきた銀行や来店型保険ショップ等に加えて、健康増進に資する異業種のビジネスパートナーとの協業推進を中心に、2018年7月における株式会社東急スポーツオアシスとの提携等、新たな提携を開始するとともに、既存の提携先における販売の強化を図りました。

2018年度は、大きな自然災害が複数発生しましたが、「平成30年7月豪雨による災害」や「平成30年北海道胆振東部地震による災害」等で被害にあったお客さまに対して、給付金等の請求に必要な書類の一部を省略する取扱いや、病院等の事情により必要な入院ができなかった場合にも給付金をお支払する等の特別取扱いを実施する等の対応を行いました。

資本面においては、堅調な業績伸展を背景に、更なる事業成長を加速させるために今後必要となる資本を確保すべく、2018年6月に、第一生命ホールディングス株式会社を割当先として、発行価額の総額が約100億円となる募集株式発行による増資を実施しました。

今後の課題

2018年度よりスタートした第一生命グループにおける新中期経営計画「CONNECT 2020」のもと、当社においては、お客さま第一の業務運営方針を踏まえて、コーポレートスローガンである『「あったらいいな」をいちばんに。』に基づき、健康増進を中核のコンセプトとしたお客さま満足の向上に資する商品・サービスの充実と販売チャネルの強化に向けて、以下の3つを成長戦略の柱として、役員・従業員一丸となって持続的な成長を目指していきます。

1. 既存比較ビジネス領域強化

来店型保険ショップおよび銀行等の販売チャネルにおいて、ご自身で比較検討して保険を選びたいとのご意向を持ったお客さまに安心と満足をご提供するべく、商品内容や価格的な強みのある商品や魅力あるサービスを提供していきます。加えて、営業担当者等による代理店に対するサポート体制の強化等により、この分野における更なるシェア深耕を推進していきます。

2. 新規分野の創造

今までにない新たな切り口の保障分野やInsTechを活用した商品の開発を継続し、QOLに資する商品開発等、新しい顧客価値を真っ先に提供することを目指します。また、健康増進商品を軸とした当社ビジネスと親和性ある団体との提携等、新たな異業種パートナーとの協業について推進していきます。

3. グループCONNECTの推進

第一生命グループ内の「つながり (CONNECT)」をこれまで以上に活かし、マルチブランド・マルチチャネル戦略を深化させ、グループ力を結集していくことで成長を実現していきます。

代表的な経営指標はP.7～8をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

2018年度は、契約者懇談会を開催しませんでした。

3. 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P.22をご覧ください。

4. 契約者に対する情報提供の実態

P.15をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.14をご覧ください。

6. 代理店教育・研修の概略

P.24をご覧ください。

7. 新規開発商品の状況

P.13をご覧ください。

8. 保険商品一覧

P.11～12をご覧ください。

9. 情報システムに関する状況

P.30をご覧ください。

10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.24をご覧ください。

Ⅳ.直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	3,945	3,940	4,798	24,655	181,210
経常利益（△は経常損失）	735	△7,109	△5,935	△8,288	△8,506
基礎利益	701	△7,136	△5,866	△8,115	△8,188
当期純利益（△は当期純損失）	624	△7,116	△5,929	△8,306	△8,521
資本金の額及び発行済株式の総数	10,100 400千株	25,100 2,400千株	25,100 2,400千株	27,599 2,733千株	32,599 3,399千株
総資産	5,571	29,771	24,377	44,977	157,428
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	787	882	1,650	15,864	130,397
貸付金残高	—	—	—	—	61
有価証券残高	2,881	2,280	1,060	2,455	15,244
ソルベンシー・マージン比率	2,064.1%	9,969.9%	7,636.9%	5,250.4%	3,134.3%
従業員数	76名	105名	159名	201名	254名
保有契約高	648,866	595,049	623,849	720,217	903,029
個人保険	648,866	595,049	623,849	720,217	902,941
個人年金保険	—	—	—	—	87
団体保険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始後契約の責任準備金の金額です。

●経常収益

経常収益とは、主に保険料等収入や、利息・配当金、有価証券の売却益等の資産運用によって得られる収益です。2018年度の経常収益は181,210百万円となりました。

●基礎利益 ●経常利益（損失）

基礎利益（2018年度△8,188百万円）とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。生命保険会社の場合、これに有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが、経常利益（損失）（2018年度8,506百万円の経常損失）となります。ここでいう保険本業とは、お客さまより収納した保険料や運用収益から保険金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

V.財産の状況

1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2017年度末 2018年 〔3月31日現在〕	2018年度末 2019年 〔3月31日現在〕	科 目	2017年度末 2018年 〔3月31日現在〕	2018年度末 2019年 〔3月31日現在〕
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	35,065	86,188	保険契約準備金	16,083	130,801
預貯金	35,065	86,188	支払準備金	218	404
有価証券	2,455	15,244	責任準備金	15,864	130,397
社債	2,224	8,429	再保険借	54	171
株式	30	103	その他負債	10,729	6,797
外国証券	200	6,710	未払法人税等	7	8
貸付金	—	61	未払金	47	255
保険約款貸付	—	61	未払費用	6,877	6,385
有形固定資産	213	294	預り金	1	1
建物	—	105	リース債務	0	—
リース資産	0	—	仮受金	3,794	146
その他の有形固定資産	213	188	価格変動準備金	4	4
無形固定資産	2	343	繰延税金負債	0	19
ソフトウェア	2	336	負債の部合計	26,871	137,794
その他の無形固定資産	0	7	(純資産の部)		
再保険貸	6,138	49,475	資本金	27,599	32,599
その他資産	1,102	5,820	資本剰余金	19,599	24,599
未収金	784	4,751	資本準備金	19,599	24,599
前払費用	3	658	利益剰余金	△29,093	△37,614
未収収益	2	19	その他利益剰余金	△29,093	△37,614
預託金	163	184	繰越利益剰余金	△29,093	△37,614
仮払金	8	1	株主資本合計	18,106	19,584
その他の資産	140	205	その他有価証券評価差額金	0	50
貸倒引当金	△0	△0	評価・換算差額等合計	0	50
			純資産の部合計	18,106	19,634
資産の部合計	44,977	157,428	負債及び純資産の部合計	44,977	157,428

(貸借対照表の注記)

2017年度	2018年度
<p>1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。</p>	<p>1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっています。</p> <p>② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。</p> <p>③ 無形固定資産（リース資産を除く。） ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっています。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法（ただし、建物については定額法）によっています。</p> <p>② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。</p> <p>③ 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法によっています。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっています。</p>
<p>3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」および「同基準書」に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。</p>	<p>3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」および「同基準書」に基づき、次のとおり計上しています。</p> <p>個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てています。</p>
<p>4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。</p>	<p>4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。</p>
<p>5 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。</p>	<p>5 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。</p>
<p>6 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>	<p>6 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p>
<p>7 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しています。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されています。</p> <p>市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュエーション・アット・リスク（VaR）手法を用いて</p>	<p>7 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としています。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しています。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されています。</p>

2017年度	2018年度																																																
<p>市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。</p> <p>主な金融資産に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預貯金</td> <td>35,065</td> <td>35,065</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 有価証券</td> <td>2,425</td> <td>2,439</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> 満期保有目的の債券</td> <td>2,324</td> <td>2,339</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>非上場株式は時価を把握することが極めて困難と認められるため有価証券に含めていません。当該非上場株式の当期末における貸借対照表価額は30百万円です。</p> <p>(1) 現金及び預貯金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>(2) 有価証券 3月末日の市場価格等によっています。</p> <p>8 有形固定資産の減価償却累計額は206百万円です。</p> <p>9 関係会社に対する金銭債権の総額は1百万円です。</p> <p>10 繰延税金資産の総額は、6,502百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円です。繰延税金資産は全額評価性引当額として控除しています。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金224百万円、減価償却超過額1,383百万円、繰越欠損金4,869百万円です。 繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価差額によるものです。 当年度の法人税等の負担率は△0.10%であり、法定実効税率28.24%との差異の主な内訳は、評価性引当額△28.18%です。</p> <p>11 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）は該当ありません。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は52百万円です。</p> <p>12 1株当たりの純資産額は、6,624円43銭です。</p> <p>13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は67百万円です。 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	35,065	35,065	—	(2) 有価証券	2,425	2,439	14	満期保有目的の債券	2,324	2,339	14	その他有価証券	100	100	—	<p>市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っています。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っています。</p> <p>主な金融資産に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金及び預貯金</td> <td>86,188</td> <td>86,188</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 有価証券</td> <td>15,244</td> <td>15,373</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td> 満期保有目的の債券</td> <td>15,044</td> <td>15,173</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td>199</td> <td>199</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸付金</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td> 保険約款貸付</td> <td>61</td> <td>61</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 現金及び預貯金 時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p> <p>(2) 有価証券 3月末日の市場価格等によっています。</p> <p>(3) 貸付金 保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としています。</p> <p>8 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当ありません。</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額は316百万円です。</p> <p>10 関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円です。</p> <p>11 繰延税金資産の総額は、8,805百万円、繰延税金負債の総額は、19百万円です。繰延税金資産は全額評価性引当額として控除しています。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金352百万円、減価償却超過額1,569百万円、繰越欠損金6,727百万円です。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は6,727百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は2,078百万円です。 繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価差額によるものです。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、当期純損失の計上によるものです。 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりです。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金及び預貯金	86,188	86,188	—	(2) 有価証券	15,244	15,373	129	満期保有目的の債券	15,044	15,173	129	その他有価証券	199	199	—	(3) 貸付金	61	61	—	保険約款貸付	61	61	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																														
(1) 現金及び預貯金	35,065	35,065	—																																														
(2) 有価証券	2,425	2,439	14																																														
満期保有目的の債券	2,324	2,339	14																																														
その他有価証券	100	100	—																																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																																														
(1) 現金及び預貯金	86,188	86,188	—																																														
(2) 有価証券	15,244	15,373	129																																														
満期保有目的の債券	15,044	15,173	129																																														
その他有価証券	199	199	—																																														
(3) 貸付金	61	61	—																																														
保険約款貸付	61	61	—																																														

2017年度	2018年度			
14 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。	(単位：百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※1)	-	294	6,433	6,727
評価性引当額	-	△294	△6,433	△6,727
繰延税金資産	-	-	-	-
	<p>(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。</p> <p>当年度の法人税等の負担率は△0.10%であり、法定実効税率28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額△27.06%です。</p> <p>(表示方法の変更) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度より適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しています。</p>			
	12 1株当たりの純資産額は、5,775円05銭です。			
	13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は67百万円です。 なお、当該負担金は抛出した年度の事業費として処理しています。			
	14 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。			

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度 〔2017年4月1日から 2018年3月31日まで〕	2018年度 〔2018年4月1日から 2019年3月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	24,655	181,210
保 険 料 等 収 入	24,598	181,150
保 険 料 入 料	18,414	130,412
再 保 険 収 入	6,184	50,738
資 産 運 用 収 益	10	54
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	9	54
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	9	54
貸 付 金 利 息	—	0
有 価 証 券 売 却 益	0	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	0
そ の 他 経 常 収 益	46	5
そ の 他 の 経 常 収 益	46	5
経 常 費 用	32,944	189,716
保 険 金 等 支 払 金	1,707	10,798
保 険 金	968	1,209
給 付 金	572	1,337
解 約 返 戻 金	0	208
そ の 他 返 戻 金	14	345
再 保 険 料	150	7,697
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	14,278	114,718
支 払 備 金 繰 入 額	64	185
責 任 準 備 金 繰 入 額	14,213	114,533
資 産 運 用 費 用	0	0
支 払 利 息	0	0
事 業 費 用	16,786	63,607
そ の 他 経 常 費 用	171	591
税 金	99	490
減 価 償 却 費	71	100
そ の 他 の 経 常 費 用	0	—
経 常 利 益 (△は経常損失)	△8,288	△8,506
特 別 利 益	3	—
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	3	—
特 別 損 失	13	6
固 定 資 産 等 処 分 損	13	6
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	△8,298	△8,512
法 人 税 及 び 住 民 税	8	8
法 人 税 等 合 計	8	8
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)	△8,306	△8,521

(損益計算書の注記)

2017年度

- 1 関係会社との取引による、費用の総額は11百万円です。
- 2 有価証券売却益の内訳は、国債等債券0百万円です。
- 3 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は20百万円です。責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円です。
- 4 1株当たりの当期純損失の金額は3,101円15銭です。
- 5 関連当事者との取引は以下のとおりです。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	第一生命ホールディングス株式会社	被所有 直接100%	第一生命グループ持株会社 役員の兼任等	増資の引受 (注1)	4,999	-	-
親会社の 子会社	第一生命保険株式会社	なし	役員の受入 出向者の受入等	出向負担金の支払 (注2)	2,120	-	-
				保険販売事務等に係 る業務受託料の受取 (注3)	6	未収金	0
親会社の 子会社	第一フロンティア生命保険株式会社	なし	役員の兼任	コンピュータシステム利用許諾料の受取 (注3)	36	-	-

(注1) 当社の行った第三者割当増資を、第一生命ホールディングス株式会社が1株につき15千円で引き受けたものです。

(注2) 当社への出向者の人件費を勘案し決定しています。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢、類似取引を勘案し決定しています。取引金額には消費税等を含めていません。

- 6 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2018年度

- 1 関係会社との取引による、費用の総額は17百万円です。
- 2 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は52百万円です。
- 3 1株当たりの当期純損失の金額は2,632円15銭です。
- 4 関連当事者との取引は以下のとおりです。

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	第一生命ホールディングス株式会社	被所有 直接100%	第一生命グループ持株会社 役員の兼任等	増資の引受 (注1)	9,999	-	-

(注1) 当社の行った第三者割当増資を、第一生命ホールディングス株式会社が1株につき15千円で引き受けたものです。

- 5 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度 〔2017年4月1日から 2018年3月31日まで〕	2018年度 〔2018年4月1日から 2019年3月31日まで〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 (△は損失)	△8,298	△8,512
減価償却費	71	100
支払備金の増減額 (△は減少)	64	185
責任準備金の増減額 (△は減少)	14,213	114,533
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	△0
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△3	—
利息及び配当金等収入	△9	△54
有価証券関係損益 (△は益)	△0	—
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	0	0
再保険貸の増減額 (△は増加)	△6,126	△43,337
その他資産 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△389	△4,810
再保険借の増減額 (△は減少)	26	116
その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	9,605	△4,105
小 計	9,155	54,115
利息及び配当金等の受領額	8	42
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△7	△7
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,155	54,149
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,155	△12,724
有価証券の売却・償還による収入	759	—
貸付による支出	—	△61
資 産 運 用 活 動 計 (営業活動及び資産運用活動計)	△1,395 (7,759)	△12,786 (41,363)
有形固定資産の取得による支出	△100	△64
無形固定資産の取得による支出	—	△175
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,496	△13,025
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	4,999	9,999
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,999	9,999
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,658	51,122
現金及び現金同等物期首残高	22,407	35,065
現金及び現金同等物期末残高	35,065	86,188

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

2017年度	2018年度
1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預貯金」です。	1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。
2 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。	2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。 現金及び預貯金 86,188 (百万円) 現金及び現金同等物 86,188 (百万円)
	3 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

4. 株主資本等変動計算書

2017年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	25,100	17,100	△20,786	21,413
当期変動額				
新株の発行	2,499	2,499		4,999
当期純損失			8,306	8,306
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	2,499	2,499	△8,306	△3,306
当期末残高	27,599	19,599	△29,093	18,106

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	21,414
当期変動額			
新株の発行			4,999
当期純損失			8,306
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	△3,307
当期末残高	0	0	18,106

2018年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	27,599	19,599	△29,093	18,106
当期変動額				
新株の発行	4,999	4,999		9,999
当期純損失			8,521	8,521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	4,999	4,999	△8,521	1,477
当期末残高	32,599	24,599	△37,614	19,584

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	18,106
当期変動額			
新株の発行			9,999
当期純損失			8,521
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50	50	50
当期変動額合計	50	50	1,528
当期末残高	50	50	19,634

(株主資本等変動計算書の注記)

2017年度					2018年度				
1 発行済株式の種類および総数に関する事項 (単位：千株)					1 発行済株式の種類および総数に関する事項 (単位：千株)				
	当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数		当期首 株式数	当期増加 株式数	当期減少 株式数	当期末 株式数
発行済株式 普通株式	2,400	333	—	2,733	発行済株式 普通株式	2,733	666	—	3,399
普通株式の発行済株式数の増加333千株は、第一生命ホールディングス株式会社を割当先とする新株の発行による増加です。					普通株式の発行済株式数の増加666千株は、第一生命ホールディングス株式会社を割当先とする新株の発行による増加です。				
2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当ありません。					2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当ありません。				
3 配当金支払額 該当ありません。					3 配当金支払額 該当ありません。				
4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。					4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。				

5. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末	2018年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計 (対合計比)	(—)	(—)
正常債権	—	61
合計	—	61

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。

4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

該当ありません。

7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	2017年度末	2018年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	21,825	29,541
資本金等	18,106	19,584
価格変動準備金	4	4
危険準備金	670	988
一般貸倒引当金	—	—
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	0	62
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	3,044	8,901
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	831	1,884
保険リスク相当額 R_1	385	431
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	283	553
予定利率リスク相当額 R_2	0	1
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	435	1,516
経営管理リスク相当額 R_4	33	75
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	5,250.4%	3,134.3%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区 分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の債券	2,324	2,339	14	16	1	15,044	15,173	129	150	20
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券	100	100	0	0	—	130	199	69	73	3
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	30	103	73	73	—
外国証券	100	100	0	0	—	100	96	△3	—	3
公 社 債	100	100	0	0	—	100	96	△3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,424	2,439	14	16	1	15,174	15,373	199	223	23
公 社 債	2,224	2,239	14	16	1	8,429	8,557	127	128	0
株 式	—	—	—	—	—	30	103	73	73	—
外国証券	199	200	0	0	—	6,714	6,713	△1	21	22
公 社 債	199	200	0	0	—	6,714	6,713	△1	21	22
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	2,013	2,030	16	12,541	12,691	150
公 社 債	1,913	1,929	16	7,829	7,958	128
外 国 証 券	99	100	0	4,711	4,733	21
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	311	309	△1	2,502	2,481	△20
公 社 債	311	309	△1	600	599	△0
外 国 証 券	—	—	—	1,902	1,882	△19
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2017年度末			2018年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	100	100	0	30	103	73
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	30	103	73
外 国 証 券	100	100	0	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	—	—	—	100	96	△3
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	100	96	△3
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
満 期 保 有 目 的 の 債 券	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
責 任 準 備 金 対 応 債 券	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—
そ の 他 有 価 証 券	30	—
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	30	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非 上 場 外 国 債 券	—	—
そ の 他	—	—
合 計	30	—

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度
基礎利益 A	△8,115	△8,188
キャピタル収益	0	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	0	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	0	—
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△8,115	△8,188
臨時収益	0	0
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	0	0
その他臨時収益	—	—
臨時費用	173	317
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	173	317
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	△173	△317
経常利益 A + B + C	△8,288	△8,506

11. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

12. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の代表取締役社長は、当社が作成した2018年度決算期（2018年4月から2019年3月）に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において、適正に作成されていることを確認しています。また、当社が財務諸表の作成に当たり、その業務分担と責任所管が明確化されており、各責任所管において適切な業務態勢が整備されていること、当該財務諸表の作成に関する内部監査部門の監査において、業務プロセスの適切性について重要な指摘事項がないことを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.7~8をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2017年度末				2018年度末			
	件 数		金 額		件 数		金 額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	114,626	164.3	720,217	115.4	223,474	195.0	902,941	125.4
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	4	—	87	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始後契約の責任準備金です。

新契約高

(単位：件、百万円、%)

区 分	2017年度						2018年度					
	件数		金 額				件数		金 額			
		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比	前年度比	新契約	転換による純増加		
個 人 保 険	51,550	187.8	144,219	184.8	144,219	—	120,137	233.0	232,858	161.5	232,858	—
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
		前年度末比		前年度末比
個 人 保 険	19,690	367.5	135,082	686.0
個 人 年 金 保 険	—	—	4	—
合 計	19,690	367.5	135,086	686.1
うち医療保障・生前給付保障等	5,231	208.9	10,145	193.9

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度		2018年度	
		前年度比		前年度比
個 人 保 険	14,739	923.9	117,098	794.5
個 人 年 金 保 険	—	—	—	—
合 計	14,739	923.9	117,098	794.5
うち医療保障・生前給付保障等	3,063	215.7	5,556	181.4

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2017年度末	2018年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	720,217	902,941
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	720,217	902,941
	災害死亡	個人保険	(339,943)	(3,806,862)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(339,943)	(3,806,862)
	その他の条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(—)	(—)	
団体年金保険		(—)	(—)	
	その他共計	(—)	(—)	
生存保障	満期・生存給付	個人保険	25	29
		個人年金保険	—	—
		団体保険	—	—
		団体年金保険	—	—
		その他共計	25	29
	年 金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(4)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(4)
	そ の 他	個人保険	—	—
		個人年金保険	—	87
団体保険		—	—	
団体年金保険		—	—	
	その他共計	—	87	
入院保障	災害入院	個人保険	(482)	(1,014)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(482)	(1,014)
	疾病入院	個人保険	(482)	(1,014)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		団体年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(482)	(1,014)
	その他の条件付入院	個人保険	(584)	(1,001)
		個人年金保険	(—)	(—)
団体保険		(—)	(—)	
団体年金保険		(—)	(—)	
	その他共計	(584)	(1,001)	
就業不能保障	個人保険	(1,182)	(1,085)	
	個人年金保険	(—)	(—)	
	団体保険	(—)	(—)	
	団体年金保険	(—)	(—)	
	その他共計	(1,182)	(1,085)	

そ の 他	個人保険	(28,833)	(50,391)
	個人年金保険	(—)	(—)
	団体保険	(—)	(—)
	団体年金保険	(—)	(—)
	その他共計	(28,833)	(50,391)

- (注) 1.括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。
 2.生存保障の年金欄の金額は年金年額を表します。
 3.生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）の責任準備金を表します。
 4.入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 5.入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。
 6.就業不能保障欄の金額は就業不能保障額（月額）を表します。
 7.その他欄の金額はガン医療特約等の診断給付金額を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2017年度末	2018年度末
障 害 保 障	個人保険	—	—
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	—	—
手 術 保 障	個人保険	124,958	245,063
	個人年金保険	—	—
	団体保険	—	—
	団体年金保険	—	—
	その他共計	124,958	245,063

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2017年度末	2018年度末
死 亡 保 険	終身保険	14,379	15,991
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	505,738	526,787
	その他共計	720,217	902,941
生 死 混 合 保 険	養老保険	—	—
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	—	—
	その他共計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個人年金保険	—	87
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災害割増特約	—	—
	傷害特約	—	—
	災害入院特約	—	—
	疾病特約	—	—
	成人病特約	—	—
	その他の条件付入院特約	261	377

(注)入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2017年度末	2018年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	464	563
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	14,812	125,060
	そ の 他 共 計	19,690	135,082
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	—	4

(7) 契約者配当の状況

当社は無配当の個人保険のみの取扱いのため、該当はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2017年度	2018年度
個 人 保 険	15.4%	25.4%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2017年度	2018年度
新 契 約 平 均 保 険 金	2,797	1,938
保 有 契 約 平 均 保 険 金	6,283	4,040

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	2017年度	2018年度
個 人 保 険	23.1%	32.3%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)転換契約は含んでいません。

(4) 解約・失効率（対年度始）

区 分	2017年度	2018年度
個 人 保 険	4.0%	5.0%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)解約・失効率は、(解約+失効-復活+減額-増額)÷年始保有で計算しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）（単位：円）

2017年度	2018年度
6,689	16,157

(注)転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
2.02‰	2.06‰	1.41‰	1.55‰

(注)1.死亡率は、死亡÷{(年始保有+年末保有+死亡)÷2}で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(7) 特約発生率（個人保険）

(単位：‰)

区 分		2017年度	2018年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
障 害 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	6.444	7.349
	金 額	50.7	78.3
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	64.367	64.973
	金 額	584.3	532.8
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	14.830	15.057
	金 額	185.0	189.9
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	53.927	62.036
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	6.139	7.165

(注)1.発生率は、支払÷{(年始保障+年末保障)÷2}で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(8) 事業費率（対収入保険料）

2017年度	2018年度
91.2%	48.8%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2017年度	2018年度
4	6

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、

支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2017年度	2018年度
100%	100%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく

区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2017年度	2018年度
A+以上	100%	100%

(注) 格付はスタンダード&プアーズ社による保険財務格付に基づいています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2017年度	2018年度
41	343

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2017年度	2018年度
第三分野発生率	19.8%	20.8%
医療（疾病）	19.2%	22.2%
がん	24.6%	19.7%
介護	—	—
その他	19.1%	15.2%

(注) 1. 発生率は以下の算式により算出しています。

{保険金・給付金等の支払額+対応する支払備金繰入額+保険金支払に係る事業費等}

÷ { (年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料) / 2 }

2. (注) 1の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

3. (注) 1の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費、人件費等を計上しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	91	105
	災 害 保 険 金	—	24
	高 度 障 害 保 険 金	6	6
	満 期 保 険 金	—	—
	そ の 他	3	—
小 計	100	136	
年 給	金	—	0
給 付	金	118	264
解 約 返 戻	金	—	0
保 険 金 据 置 支 払	金	—	—
そ の 他 共 計		218	404

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2017年度末	2018年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	15,193	129,320
	(特 別 勘 定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	87
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	そ の 他 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	小 計 (一 般 勘 定)	15,193	129,408
	(特 別 勘 定)	—	—
危 険 準 備 金	670	988	
合 計	15,864	130,397	
(一 般 勘 定)	15,864	130,397	
(特 別 勘 定)	—	—	

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
2017年度末	3,668	11,524	—	670	15,864
2018年度末	65,330	64,078	—	988	130,397

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		2017年度	2018年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

(注)1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2015年度	628	1.00~1.85%
2016年度	1,714	1.00~1.85%
2017年度	30,291	0.25~1.85%
2018年度	96,774	0.25~1.85%

(注)1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 無配当定期保険は1年満期（自動更新）のため、更新年度を基準として記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数
該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表
該当ありません。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

		当期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	0	0	△0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		—	—	—
価格変動準備金		4	4	—

(注)計上の理由及び算定方法については、貸借対照表に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況
該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区分		当期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金		27,599	4,999	—	32,599	
うち既発行株式	普通株式	(2,733千株) 27,599	(666千株) 4,999	(千株) —	(3,399千株) 32,599	
	計	27,599	4,999	—	32,599	
	(資本準備金)	19,599	4,999	—	24,599	
資本剰余金		—	—	—	—	
(その他資本剰余金)		—	—	—	—	
計		19,599	4,999	—	24,599	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
個人保険	18,414	130,412
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	12,472	116,603
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	5,941	13,808
個人年金保険	—	—
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	—	—
団体保険	—	—
団体年金保険	—	—
その他 合計	18,414	130,412

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死亡保険金	1,055	—	—	—	—	—	1,055	910
災害保険金	50	—	—	—	—	—	50	—
高度障害保険金	30	—	—	—	—	—	30	30
満期保険金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	74	—	—	—	—	—	74	28
合 計	1,209	—	—	—	—	—	1,209	968

(12) 年金明細表

該当ありません。

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
入院給付金	733	—	—	—	—	—	733	288
手術給付金	313	—	—	—	—	—	313	143
障害給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
生存給付金	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	291	—	—	—	—	—	291	140
合 計	1,337	—	—	—	—	—	1,337	572

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2018年度 合 計	2017年度 合 計
解約返戻金	208	—	—	—	—	—	208	0

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	610	95	316	294	51.8
建物	143	9	38	105	26.7
リース資産	22	0	22	—	100.0
その他の有形固定資産	444	85	255	188	57.5
無形固定資産	351	5	7	343	2.2
ソフトウェア	343	4	7	336	2.1
その他の無形固定資産	7	0	0	7	7.4
その他	0	0	0	0	68.2
合計	962	100	324	638	33.7

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
営業活動費	7,979	51,540
営業管理費	1,920	3,828
一般管理費	6,886	8,238
合計	16,786	63,607

(注) 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する2018年度末における当社の今後の負担見積額は67百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費（一般管理費）として処理しています。

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 税	46	182
消費税	—	0
地方法人特別税	17	121
印紙税	11	26
登録免許税	17	35
その他の国税	—	—
地 方 税	52	308
地方消費税	—	0
法人事業税	42	296
固定資産税	3	4
事業所税	6	7
合計	99	490

(18) リース取引

リース支払料総額が少額であり重要性が乏しいため、リース取引の記載を省略しています。

(19) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①2018年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2018年度の日本経済は、中国や欧州といった海外景気の減速により輸出の伸びが限定的となりましたが、個人消費や企業の設備投資などの国内需要の緩やかな増加により、経済は小幅に拡大しました。米国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い個人消費の拡大が持続し堅調さを維持しましたが、年度後半には貿易戦争や米国一部政府機関閉鎖の影響を受けて若干減速がみられました。こうした経済情勢の中で、運用環境は以下のようなものとなりました。

<国内金利>

10年国債利回りは、日本銀行による金融政策の枠組み強化決定や米国利上げに伴う世界的な金利上昇圧力を受けて一時0.1%を超える水準まで上昇しましたが、その後年度末に向けて米国の利上げ停止観測が強まるとマイナス圏へと低下しました。日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和が継続されたこともあり、低金利環境が継続しました。

10年国債利回り	年度始	0.040%	→	年度末	△0.095%
----------	-----	--------	---	-----	---------

<国内株式>

日経平均株価は、堅調な米国経済や対ドルでの円安を背景に年度前半は上昇基調で推移し、一時24,000円を超える水準まで上昇しました。しかしその後は、米国金利の高まりを背景に米国株が急落すると日経平均株価も急落し、不安定な動きとなりました。

日経平均株価	年度始	21,454円	→	年度末	21,205円
TOPIX	年度始	1,716ポイント	→	年度末	1,591ポイント

<為替>

円/ドルについては、連邦準備制度理事会（FRB）が緩やかな利上げペースを継続するという見込みの下で、年度前半は上昇基調が継続しました。その後、世界景気の先行き懸念や米国での一部政府機関閉鎖を受けて円/ドルが急落する場面もありましたが、年度末に向けては再度上昇しました。

円/ユーロについては、英国の欧州連合（EU）離脱を巡る混乱やイタリアの財政悪化懸念といった政治的なリスクが意識されたことに加え、欧州景気の減速が強まったことから、ユーロ安・円高基調となりました。

円/ドルレート	年度始	106.24円	→	年度末	110.99円
円/ユーロレート	年度始	130.52円	→	年度末	124.56円

ロ. 当社の運用方針

安定的な運用収益の確保を目指す観点から、主に公社債などの確定利付資産で運用を行います。

ハ. 運用実績の概況

2018年度末における一般勘定資産残高は、157,428百万円となりました。運用資産残高は、預貯金86,168百万円、公社債15,140百万円、株式103百万円となりました。

また、資産運用収益は54百万円となりました。

②ポートフォリオの推移
イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	35,065	78.0	86,188	54.7
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	2,455	5.5	15,244	9.7
公 社 債	2,224	4.9	8,429	5.4
株 式	30	0.1	103	0.1
外 国 証 券	200	0.4	6,710	4.3
公 社 債	200	0.4	6,710	4.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	61	0.0
保 険 約 款 貸 付	—	—	61	0.0
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	—	—	105	0.1
繰 延 税 金 資 産	—	—	—	—
そ の 他	7,457	16.6	55,829	35.5
貸 倒 引 当 金	△0	△0.0	△0	△0.0
合 計	44,977	100.0	157,428	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

口. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	12,658	51,122
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1,394	12,788
公 社 債	1,164	6,205
株 式	30	73
外 国 証 券	200	6,510
公 社 債	200	6,510
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸付金	—	61
保 険 約 款 貸 付	—	61
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	105
繰延税金資産	—	—
そ の 他	6,546	48,371
貸倒引当金	0	0
合 計	20,600	112,450
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	0.60	0.57
う ち 公 社 債	0.61	0.64
う ち 株 式	0.00	0.00
う ち 外 国 証 券	0.61	0.50
貸付金	—	2.74
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	0.04	0.06
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現預金・コールローン	23,599	56,843
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	1,674	9,474
うち公社債	1,625	4,974
うち株式	23	30
うち外国証券	24	4,468
貸付金	—	6
うち一般貸付	—	—
不動産	—	74
一般勘定計	26,001	93,164
うち海外投融資	24	4,468

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
利息及び配当金等収入	9	54
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	0	—
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	0	0
その他運用収益	—	—
合計	10	54

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
支払利息	0	0
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	—
合計	0	0

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
現 預 金 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	9	54
公 社 債 利 息	9	31
株 式 配 当 金	—	—
外 国 証 券 利 息 配 当 金	0	22
貸 付 金 利 息	—	0
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	9	54

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
国 債 等 債 券	0	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	0	—

(8) 有価証券売却損明細表

該当ありません。

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—
社 債	2,224	90.6	8,429	55.3
うち公社・公団債	—	—	—	—
株 式	30	1.2	103	0.7
外 国 証 券	200	8.2	6,710	44.0
公 社 債	200	8.2	6,710	44.0
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	2,455	100.0	15,244	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2017 年度 末	有 価 証 券	—	—	—	—	400	2,054	2,455
	国 債	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	200	2,024	2,224
	株 式						30	30
	外 国 証 券	—	—	—	—	200	—	200
	公 社 債	—	—	—	—	200	—	200
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	
2018 年度 末	有 価 証 券	—	—	7,915	1,300	697	5,331	15,244
	国 債	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	2,701	—	500	5,227	8,429
	株 式						103	103
	外 国 証 券	—	—	5,214	1,300	196	—	6,710
	公 社 債	—	—	5,214	1,300	196	—	6,710
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	2017年度末	2018年度末
公 社 債	0.81%	0.64%
外 国 公 社 債	0.71%	0.63%

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—
	化 学 品	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—
	非 鉄 金 属 製 品	—	—	—
	機 械 器 具	—	—	—
	電 気 機 器	—	—	—
輸 送 用 機 器	—	—	—	
精 密 機 器	—	—	—	
業 務 そ の 他 製 品	—	—	—	
電 気 ・ ガ ス 業	—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—
	海 運 業	—	—	—
	空 運 業	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—
商 業	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—
	卸 売 業	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	小 売 業	—	—	—
	銀 行 業	—	—	—
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	—	—	—
	保 險 業	30	100.0	103
そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
合 計	30	100.0	103	100.0

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
保 険 約 款 貸 付	—	61
契 約 者 貸 付	—	61
保 険 料 振 替 貸 付	—	—
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	(—)	(—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	61

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2017 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	リ ー ス 資 産	5	—	—	5	0	26	98.5
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	169	100	0	56	213	180	45.8
	合 計	175	100	0	61	213	206	49.1
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—
2018 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	114	—	9	105	38	26.7
	リ ー ス 資 産	0	—	—	0	—	22	100.0
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	213	60	0	85	188	255	57.5
	合 計	213	175	0	95	294	316	51.8
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
不 動 産 残 高	—	105
営 業 用	—	105
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	—	—

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2017年度	2018年度
有 形 固 定 資 産	0	3
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	12	3
合 計	13	6

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末		2018年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債（円建外債）・その他	200	100.0	6,710	100.0
小 計	200	100.0	6,710	100.0

二. 合計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	200	100.0	6,710	100.0
-----------	-----	-------	-------	-------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2017年度末								2018年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付		外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	—	—	—	—	—	—	—	—	313	4.7	313	4.7	—	—	—	—
ヨーロッパ	200	100.0	200	100.0	—	—	—	—	4,797	71.5	4,797	71.5	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	1,300	19.4	1,300	19.4	—	—	—	—
ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—	300	4.5	300	4.5	—	—	—	—
中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	200	100.0	200	100.0	—	—	—	—	6,710	100.0	6,710	100.0	—	—	—	—

(28) 海外投融資利回り

2017年度	2018年度
0.61%	0.50%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却 累計額	期末残高
その他	205	140	199	134	0	205
合計	205	140	199	134	0	205

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	2017年度末					2018年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			差益	差損				差益	差損	
満期保有目的の債券	2,324	2,339	14	16	1	15,044	15,173	129	150	20
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	100	100	0	0	—	130	199	69	73	3
公 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	30	103	73	73	—
外国証券	100	100	0	0	—	100	96	△3	—	3
公 社 債	100	100	0	0	—	100	96	△3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,424	2,439	14	16	1	15,174	15,373	199	223	23
公 社 債	2,224	2,239	14	16	1	8,429	8,557	127	128	0
株 式	—	—	—	—	—	30	103	73	73	—
外国証券	199	200	0	0	—	6,714	6,713	△1	21	22
公 社 債	199	200	0	0	—	6,714	6,713	△1	21	22
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他の有価証券	30	—
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	30	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他の	—	—
合 計	30	—

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

VII. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

P.26～28をご覧ください。

2. 法令遵守の体制

P.28～29をご覧ください。

3. 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性）

第三分野保険は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、また、長寿化に伴う給付金等のお支払いの増加も想定される等、第三分野保険の発生率は変動しやすいという特性を有しています。このような第三分野保険の商品特性を踏まえ、当社では、確実な給付金等のお支払いのために、保険事故発生率の把握・分析をはじめとする保険引受リスク管理の取組みを行っています。

法令等に定める第三分野保険に係るストレステストについては、法令等に則り契約区分ごとに危険発生率を設定のうえ適切に実施しています。

なお、危険発生率の設定にあたっては、当社は第三分野保険に係るストレステストの対象となる商品について、発売後十分な期間が経過しておらず、実績発生率の統計的な取扱いが困難であることから、法令等に則り予定発生率の算出に用いたデータを活用する等、保険数理上適切な手法を用いています。

その結果、第三分野に係る責任準備金については、十分な積立水準を確保しています。

4. 金融ADR制度について

当社は、保険業法第105条の2に基づき指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険業務に関する苦情解決手続及び紛争解決手続等の業務を行っています。

（注）金融ADRとは、金融分野におけるADR（裁判外紛争解決手続）のことです。ADRとは、身の回りで起こるトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続です。

詳細な内容につきましては、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

電話番号： 03-3286-2648

受付時間： 9：00～17：00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

5. 個人データ保護について

P.30をご覧ください。

6. 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針

P.31をご覧ください。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

会社概要 (2019年7月1日現在)

社 名：ネオファースト生命保険株式会社
The Neo First Life Insurance Company, Limited
本 社 所 在 地：〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
電 話：03-5434-7031 (代表)
代表取締役社長：徳岡 裕士
設 立：1999年4月23日
資 本 金：571億円 (資本準備金245億円を含む)
株 主：第一生命ホールディングス株式会社 (100.0%)
Webサイト：<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命 アニュアルレポート 2019

ネオファースト生命保険株式会社
企画総務部
(2019年7月作成)

ネオファースト生命では、保険業法第111条に定められた「業務および財産の状況に関する事項」とともに、お客さまに向けた当社の取組みを一冊にまとめ、「ネオファースト生命 アニュアルレポート」として発行しています。掲載内容を補足する情報は、当社Webサイト (<http://neofirst.co.jp>) で公開しています。併せてご覧ください。

「あったらいいな」をいちばんに。

